

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第28条の4の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和4年12月9日

京都市長 門川 大作

※ 本件入札については、入札参加資格確認申請後の入札辞退は認められませんので、十分に留意のうえ、申請等を行ってください。

1 入札に付する事項

(1) 調達件名

- ア (単価契約) 電力の供給 (中央卸売市場第一市場)
- イ (単価契約) 電力の供給 (中央卸売市場第二市場)
- ウ (単価契約) 電力の供給 (北部クリーンセンター)
- エ (単価契約) 電力の供給 (東北部クリーンセンター)
- オ (単価契約) 電力の供給 (消防局本部庁舎)
- カ (単価契約) 電力の供給 (南部クリーンセンター)
- キ (単価契約) 電力の供給 (十条換気所)
- ク (単価契約) 電力の供給 (市役所 (分庁舎))
- ケ (単価契約) 電力の供給 (地域リハビリテーション推進センター)
- コ (単価契約) 電力の供給 (京都市生涯学習総合センター)
- サ (単価契約) 電力の供給 (動物園)
- シ (単価契約) 電力の供給 (京都市立高等学校10校)
- ス (単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (右京区28校))
- セ (単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校 (伏見区30校))
- ソ (単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (左京区25校))
- タ (単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (下京区・東山区16校))
- チ (単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (西京区25校))
- ツ (単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (山科区19校))
- テ (単価契約) 電力の供給 (京都市立中学校 (伏見区14校))

- ト (単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (南区15校))
- ナ (単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (北区18校))
- ニ (単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (中京区16校))
- ヌ (単価契約) 電力の供給 (京都市立総合支援学校9校)
- ネ (単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (上京区14校))
- ノ (単価契約) 電力の供給 (美術館本館新館・別館)
- ハ (単価契約) 電力の供給 (旧北部まち美化事務所 ほか9施設)
- ヒ (単価契約) 電力の供給 (左京消防署他4施設)

(2) 調達物品の特質、需要予定電力量等

入札説明書、仕様書及び「電力入札に関するよくある質問」(以下「入札説明書等」という。)のとおり

(3) 契約(供給)期間

令和5年4月1日0時から令和6年3月31日24時まで

(令和5年4月計量日から令和6年4月計量日の前日まで)

2 入札参加資格に関する事項

以下に掲げる入札参加資格の種類に応じ、その全てを満たす者

(1) 入札の前に確認する資格(以下「事前確認資格」という。)

ア 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日(以下「申請日」という。)の前日において京都市契約事務規則(以下「規則」という。)第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿(物品)に登載されている者(以下「登録業者」という。)又は登録業者以外の者で申請日の前日までに令和4年8月8日付け京都市告示第287号(以下「告示」という。)に定める物品の資格の申請を行っている者。

イ 申請日から事前確認資格の確認の日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱(以下「要綱」という。)第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止(以下「参加停止」という。)を受けていないこと。

ウ 電気事業法第2条第1項第3号の規定により小売電気事業の登録を受けた者(以下「小売電気事業者」という。)

エ 入札に参加しようとする需要施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源

を確保していること。

オ 入札に参加しようとする電気事業者が、電力の供給約款を定めている場合は、その供給約款が、供給約款を定めていない場合は、電力の供給条件が、一般送配電事業者（入札の対象施設が供給区域内にあるものに限る。）の電気供給条件（特別高圧・高圧）に準じた内容のものであること。

カ 令和4年12月15日（木）午後5時までに、本市環境政策局地球温暖化対策室に「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出し、かつ、事前確認資格の確認の日までに「京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準」を満たしていると認められた者又は再生可能エネルギー（再生可能エネルギー源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源をいう。）を利用して得ることができるエネルギーをいう。）比率100%電気（京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条に規定される再生可能エネルギー電気としての価値が付与された電気を含む）の料金メニューで契約する者（以下「再生可能エネルギー比率100%電気の料金メニューで契約する者」という。））。

キ 本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。

(2) 開札の後に確認する資格（以下「事後確認資格」という。）

ア 登録業者以外の者で、申請日の前日までに告示に定める資格の申請を行っている者にあつては、開札の時までに告示に定める資格を有する者であると認められていること。

イ 事前確認資格の確認の日から事後確認資格の確認の日までの間において、参加停止を受けていないこと。

3 入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書の交付

入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格確認申請書については、公告の日から令和4年12月27日（火）まで、下記(1)のウェブページに掲載するとともに、下記(2)の場所においても、無償で交付する。ただし、下記(2)の場所における無償配布の交付時

間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの時間帯を除く。）とする。

- (1) 京都市行財政局管財契約部契約課のウェブページのアドレス

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/>

- (2) 交付場所

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎1階

京都市行財政局管財契約部契約課

電話 075-222-3315

4 入札方法等

- (1) 入札は、次に掲げる方法のいずれかによる。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」の代表者と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者の氏名と同一人のもので、かつ、落札決定までの期間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札しようとする者を「インターネット利用者」という。）

イ 入札端末機利用者カード（規則第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、京都市行財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）に設置する入札端末機（規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札しようとする者を「端末機利用者」という。）

ウ 書留郵便により入札書を送付する方法（以下この方法により入札しようとする者を「郵便利用者」という。）

- (2) インターネット利用者は、5(1)イにより入札参加資格確認申請書を送信しようとする日の前日までに京都市電子入札システムの利用者登録を行っていないなければならない。また、所定の期日までに利用者登録したインターネット利用者であっても、5(1)イに定める期限までに京都市電子入札システムに入札参加資格確認申請書を送

信しなかった者はインターネットを利用して入札データを送信することはできない。この場合において、その者（令和4年12月27日（火）午後5時までに、3(2)の場所に5(1)アの提出書類を別途提出し、事前確認資格があると認められた者に限る。）は入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機の一時使用の申請を行ったときは、入札端末機を使用して入札データを送信することができる（入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、あらかじめ、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けておくこと。）。

- (3) 端末機利用者が、入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受け入札すること。
- (4) 入札は1(1)に掲げる調達件名ごとに行う。
- (5) 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金などの単価を設定することを条件とする。なお、1(1)シからヒまでの案件については、同一案件内における各施設の単価を同一の単価に設定すること。

なお、入札に当たっては、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に基づく値引き前の金額で入札を行い、実際の料金請求時に値引きを行うこと。

- (6) 落札の決定は、上記(5)による単価に基づいて算定された、契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

なお、この電気料金の総額には、電力の供給に必要な一切の諸費用を含めるものとする。ただし、再生可能エネルギー発電促進賦課金及びアンシラリーサービス料金については、含めないものとする。

- (7) 落札決定に当たっては、入力又は記載された金額（電気料金の総額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約（供給）期間に係る総額として見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力又は記載すること。
- (8) 本契約は単価契約とし、積算に用いた単価及び算出式については、契約期間適用するものとする。

(9) 入札の前に入札参加者の数又は商号（法人にあつては名称）の公表は行わない。

(10) 予定価格は、下表のとおりとする。

なお、予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まない。

件名	契約番号	予定価格（円）
(単価契約) 電力の供給（中央卸売市場第一市場）	200337	517,829,397
(単価契約) 電力の供給（中央卸売市場第二市場）	200325	186,749,517
(単価契約) 電力の供給（北部クリーンセンター）	200281	121,981,794
(単価契約) 電力の供給（東北部クリーンセンター）	200331	108,390,330
(単価契約) 電力の供給（消防局本部庁舎）	200254	81,601,724
(単価契約) 電力の供給（南部クリーンセンター）	200346	76,911,047
(単価契約) 電力の供給（十条換気所）	200323	54,512,315
(単価契約) 電力の供給（市役所（分庁舎））	200327	43,647,551
(単価契約) 電力の供給（地域リハビリテーション推進センター）	200360	37,607,373
(単価契約) 電力の供給（京都市生涯学習総合センター）	200340	31,101,486
(単価契約) 電力の供給（動物園）	200343	28,358,770
(単価契約) 電力の供給（京都市立高等学校10校）	200308	158,711,732

(単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (右京区28校))	200303	144,972,761
(単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校 (伏見区30校))	200305	130,885,446
(単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (左京区25校))	200301	122,589,763
(単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (下京区・東山区16校))	200299	117,103,636
(単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (西京区25校))	200304	116,280,389
(単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (山科区19校))	200302	107,895,356
(単価契約) 電力の供給 (京都市立中学校 (伏見区14校))	200306	89,603,170
(単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (南区15校))	200300	84,362,157
(単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (北区18校))	200296	83,411,951
(単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (中京区16校))	200298	77,124,101
(単価契約) 電力の供給 (京都市立総合支援学校9校)	200310	75,253,115
(単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (上京区14校))	200297	70,543,981
(単価契約) 電力の供給 (美術館本館新館・別館)	200461	128,226,271
(単価契約) 電力の供給 (旧北部まち美化事務所ほか9施設)	200381	53,499,649

(単価契約) 電力の供給 (左京消防署他 4 施設)	200293	39,077,716
----------------------------	--------	------------

5 事前確認資格の確認の手続

- (1) 入札に参加しようとする者は、下記イの表の第1欄に掲げる入札方法による区分に応じ、それぞれ第2欄に掲げる提出方法により、それぞれ第3欄に掲げる受付期間内において、下記アに掲げる書類を提出しなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は事前確認資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

ア 提出書類

(ア) 一般競争入札参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。)

(イ) 提出書類

2(1)エからカに掲げる条件に係る証明書類等

※ 2(1)オについては、指定様式により証明書を作成し、提出すること。

カの再生可能エネルギー比率100%電気の料金メニューで契約する者については、要件を満たす再生可能エネルギーを供給することが確認できる資料 (指定様式「特定電源割当の予定について」) を提出すること。また、「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出する場合については、本市環境政策局地球温暖化対策室に1部提出すること。提出方法等の詳細については同室の指示に従うこと。

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

京都市環境政策局地球温暖化対策室

電話 075-222-4555

イ 提出方法等

第1	第2	第3
インターネット利用者	申請書については、京都市電子入札システムにおいて必要事項を入力し、送信すること。5(1)ア(イ)に掲げる書類については、3(2)の場所へ持参し、又は書留郵便を到着させること。	公告の日から令和4年12月27日(火)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)
端末機利用者及び郵便利用者	3(2)の場所へ持参し、又は書留郵便を到着させること。	公告の日から令和4年12月27日(火)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

(2) 事前確認資格の確認

申請書の受領後、事前確認資格の確認を行い、その結果を次の表の左欄に掲げる入札方法による区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる方法により通知する。この場合において、資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

インターネット利用者	事前確認資格の確認結果を電子入札システムにより確認するよう令和5年1月6日(金)までに電子メールを送信する。
端末機利用者及び郵便利用者	令和5年1月6日(金)までに、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

(3) 事前確認資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 事前確認資格がないと認められた者は、市長に対し、書面により、事前確認資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

イ 5(3)アの規定により理由の説明を求めようとする者は、5(2)の規定による通知を受けた日から次の表の提出期限の日時までの間に、書面を3(2)の場所へ持参し提出しなければならない（受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）。市長は、書面の提出があったときは、同表の発送期日の月日までに書面による回答を発送する。

提出期限	発送期日
令和5年1月11日（水）午後5時	令和5年1月13日（金）

6 入札説明書等に対する質問期限及び回答期日

(1) 入札説明書等に対して3(1)のウェブページに掲載している「電力入札に関するよくある質問」以外の質問をしようとする者は、市長に対し、質問事項、住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名、届出済みの受任者（以下「受任者」という。）がある場合には、受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載、押印した書面を6(2)の表の提出期限までに、3(2)の場所へ持参し提出しなければならない（受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）。

(2) 市長は、6(1)による質問を受けたときは、次の表の回答期日までに質問に対する回答書を、3(1)のウェブページに掲載するとともに、3(2)の場所において閲覧できるようにする。

なお、提出期限の経過後は、入札説明書等に対する質問は、一切受け付けない。

提出期限	回答期日
令和4年12月15日（木）午後5時	令和4年12月21日（水）

7 入札期間及び開札日時等

(1) 電子入札システムによる入札期間

電子入札システムによる入札期間は、次の表の左欄に掲げる入札方法による区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間及び時間とする。

インターネット利用者	令和5年1月16日（月） 17日（火） 18日（水） （午前9時から午後5時まで）
端末機利用者	令和5年1月16日（月） 17日（火） 18日（水） （午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで）

なお、3(2)の場所に設置した入札端末機の利用を希望する者で、入札端末機利用者カードの交付を受けていない者は、入札期間の終了の時刻の1時間前までに所定の手続きをすること。

(2) 書留郵便による入札期間

令和5年1月18日（水）午後5時までに、3(2)の場所に必着させること。

(3) 開札日時

令和5年1月19日（木）午前10時から開札する。

(4) 入札を辞退する場合

事前確認資格があると認められた者が入札を辞退する場合、インターネット利用者及び端末機利用者は「辞退」と必ず入力し、送信すること。郵便利用者は「辞退届」を7(2)の期間までに、書留郵便により3(2)の場所に必着させること。

上記の辞退手続を取らない場合は、入札無断欠席として、入札参加停止等の措置を行う。

なお、本件入札においては、上記5(1)の手続により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格が認められた者は、必ず有効な入札を行わなければならない（入札参加辞退若しくは予定価格の範囲外での無効な入札を行った場合又は最低価格入札者であった者が落札に至らなかった場合は、入札参加停止等の措置を行うことがある。）。

8 事後確認資格の確認

- (1) 開札後、事後確認資格の確認を行う。確認を行った結果、事後確認資格がないと認められたときは、その者の行った入札は無効とする。

なお、事後確認資格の確認の結果については、通知を行わない。

- (2) 事後確認資格がないと認められた者は、落札決定日の翌日から5日（日数の計算に当たっては、休日を除く。）以内に請求があった場合に限り、事後確認資格がないと認めた理由を口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

9 競争入札参加資格の確認の取消し

市長は、入札参加資格があると認めた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格を取り消す。この場合において、確認の取消し対象となった入札参加資格が事前確認資格であるときは、その者に対し、その旨を通知するものとする。

- (1) 落札決定の日時までに、規則第2条の規定により告示し、又は要綱第14条の規定により定めた2の入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 事前確認資格の確認後、落札決定の日までの期間に、参加停止を受けたとき。
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。
- (4) その他市長が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

10 落札決定日及び落札者の決定方法

落札決定日は、令和5年1月19日（木）とする。予定価格の範囲内で入札し、かつ、事後確認資格があると認められた者の中で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

11 落札決定の通知等

- (1) 落札決定の通知

落札者に対しては、落札した旨を以下のとおり通知する。

ア 落札者がインターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 落札者が、端末機利用者又は郵便利用者である場合

落札決定日の午後3時以降に電話により通知する。

(2) 落札者以外の入札参加者に対する通知

ア インターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 端末機利用者又は郵便利用者である場合

落札決定日の翌日から5日（日数の計算に当たっては、休日を除く。次号において同じ。）以内に請求があった場合に限り、落札結果を口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

(3) 落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者とならなかった者は、落札決定日の翌日から5日以内に、その理由について説明を求めることができる。回答は、口頭又は書面（請求が書面によるもので書面による通知を請求したものである場合に限る。）により行う。

(4) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、原則として落札決定日の翌日午後1時から、契約課ウェブページ又は契約課室内での入札執行結果表の閲覧により、確認できるようにする。

(5) 落札者が契約を締結しない場合

落札者が契約を締結しないときは、契約辞退に該当するため、3箇月の競争入札参加停止を行い、さらに当該入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

12 入札の無効

(1) 規則第6条の2各号（第3号及び第13号を除く。）に定めるもののほか、申請書その他の提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。

(2) この入札において、代表者等と同一人である者の双方が入札したことが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、規則第6条の2第14号に基づきそれぞれ無効とするとともに、参加停止を行う。また、この入札により落札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者となった代表者

等が、この入札において入札した他の代表者等と同一人であったことが判明したときは、契約を締結せず、それぞれについて参加停止を行う。

13 予算不成立の場合の無効

契約日は、令和5年4月1日とする。ただし、本件調達に係る予算が成立しない場合は、契約を締結しない。また、京都市の都合により、本件調達に係る予算を計上しない場合又は減額する場合があります、これらの場合においては、落札者と契約を締結しないこと又は契約締結前後において予定数量・金額等を大幅に削減することがある。

なお、これらの契約不締結や減額等によって、落札者において損害が発生した場合であっても、落札者は、京都市に対し、その補償等を一切請求することはできない。

14 その他

(1) この調達は、政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受けるものである。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 入札保証金及び契約保証金 免除

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 2(2)アに該当する者が落札者となったときは、契約の締結時に京都市暴力団排除条例施行規則第7条に規定する誓約書を提出すること。

なお、誓約書を提出しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

(6) 再生可能エネルギー比率100%電気の料金メニューで契約した者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、契約期間中に書面で提出しなければならない。

(7) 詳細は、入札説明書による。

(8) 本公告に関する問合せ先 3(2)の交付場所に同じ。

16 Summary

(1) Contract items up for tender:

(a) Supply of electric power to use at Kyoto Central Wholesale
Market No.1

- (b) Supply of electric power to use at Kyoto Central Wholesale Market No.2
- (c) Supply of electric power to use at Kyoto Municipal Museum of Art Main Building and Annex
- (d) Supply of electric power to use at Hokubu Clean Center
- (e) Supply of electric power to use at Tohokubu Clean Center
- (f) Supply of electric power to use at Kyoto City Fire Bureau Headquarters
- (g) Supply of electric power to use at Nanbu Clean Center
- (h) Supply of electric power to use at Kyoto-shi Jujo ventilation place
- (i) Supply of electric power to use at Kyoto city minute government building
- (j) Supply of electric power to use at regional rehabilitation center
- (k) Supply of electric power to use at Kyoto city lifelong learning synthetic center
- (l) Supply of electric power to use at Kyoto City High schools
- (m) Supply of electric power to use at Kyoto City Elementary schools, Junior high schools (Ukyo Ward)
- (n) Supply of electric power to use at Kyoto City 30 Elementary schools (Fushimi Ward)
- (o) Supply of electric power to use at Kyoto City Elementary schools, Junior high schools (Sakyo Ward)
- (p) Supply of electric power to use at Kyoto City Elementary schools, Junior high schools (Shimogyo Ward, Higashiyama Ward)
- (q) Supply of electric power to use at Kyoto City Elementary schools, Junior high schools (Nishikyo Ward)
- (r) Supply of electric power to use at Kyoto City Elementary schools, Junior high schools (Yamashina Ward)

- (s) Supply of electric power to use at Kyoto City 14 Elementary schools
(Fushimi Ward)
 - (t) Supply of electric power to use at Kyoto City Elementary schools,
Junior high schools (Minami Ward)
 - (u) Supply of electric power to use at Kyoto City Elementary schools,
Junior high schools (Kita Ward)
 - (v) Supply of electric power to use at Kyoto City Elementary schools,
Junior high schools (Nakagyo Ward)
 - (w) Supply of electric power to use at Kyoto City schools for Special
Education
 - (x) Supply of electric power to use at Kyoto City Elementary schools,
Junior high schools (Kamigyo Ward)
 - (y) Supply of electric power to use at North Ward Beautification Office
and 9 other office
 - (z) Supply of electric power to use at Sakyo fire station and 4 other fire
stations
 - (aa) Supply of electric power to use at Kyoto city zoo
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant
documents for the qualification : 27 December, 2022
Time-limit of tenders : 5 : 00p.m. 18 January, 2023
- (3) Contact point for the notice: Contract Administration Section,
Asset Management and Contract Administration Department,
Administration and Finance Bureau, City of Kyoto
Teramachi-Oike, Nakagyo-ku, Kyoto 604-8571, Japan
Phone 075-222-3315
- (4) Inquiries will only be accepted in Japanese

(行財政局管財契約部契約課)

入札説明書

((単価契約) 電力の供給 (中央卸売市場第一市場) 他26件)

京都市行財政局管財契約部契約課

一般競争入札の実施（令和4年12月9日公告）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

※ 本件入札については、入札参加資格確認申請後の入札辞退は認められませんので、十分に留意のうえ、申請等を行ってください。

1 入札に付する事項

(1) 調達件名

- ア （単価契約）電力の供給（中央卸売市場第一市場）
- イ （単価契約）電力の供給（中央卸売市場第二市場）
- ウ （単価契約）電力の供給（北部クリーンセンター）
- エ （単価契約）電力の供給（東北部クリーンセンター）
- オ （単価契約）電力の供給（消防局本部庁舎）
- カ （単価契約）電力の供給（南部クリーンセンター）
- キ （単価契約）電力の供給（十条換気所）
- ク （単価契約）電力の供給（市役所（分庁舎））
- ケ （単価契約）電力の供給（地域リハビリテーション推進センター）
- コ （単価契約）電力の供給（京都市生涯学習総合センター）
- サ （単価契約）電力の供給（動物園）
- シ （単価契約）電力の供給（京都市立高等学校10校）
- ス （単価契約）電力の供給（京都市立小学校・中学校（右京区28校））
- セ （単価契約）電力の供給（京都市立小学校（伏見区30校））
- ソ （単価契約）電力の供給（京都市立小学校・中学校（左京区25校））
- タ （単価契約）電力の供給（京都市立小学校・中学校（下京区・東山区16校））
- チ （単価契約）電力の供給（京都市立小学校・中学校（西京区25校））
- ツ （単価契約）電力の供給（京都市立小学校・中学校（山科区19校））
- テ （単価契約）電力の供給（京都市立中学校（伏見区14校））
- ト （単価契約）電力の供給（京都市立小学校・中学校（南区15校））
- ナ （単価契約）電力の供給（京都市立小学校・中学校（北区18校））

- ニ (単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (中京区16校))
- ヌ (単価契約) 電力の供給 (京都市立総合支援学校9校)
- ネ (単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (上京区14校))
- ノ (単価契約) 電力の供給 (美術館本館新館・別館)
- ハ (単価契約) 電力の供給 (旧北部まち美化事務所 ほか9施設)
- ヒ (単価契約) 電力の供給 (左京消防署他4施設)

(2) 調達物品の特質、需要予定電力量等

仕様書及び「電力入札に関するよくある質問」のとおり

(3) 契約 (供給) 期間

令和5年4月1日0時から令和6年3月31日24時まで

(令和5年4月計量日から令和6年4月計量日の前日まで)

2 入札参加資格に関する事項

以下に掲げる入札参加資格の種類に応じ、その全てを満たす者

(1) 入札の前に確認する資格 (以下「事前確認資格」という。)

ア 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日 (以下「申請日」という。) の前日において京都市契約事務規則 (以下「規則」という。) 第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿 (物品) に登載されている者 (以下「登録業者」という。) 又は登録業者以外の者で申請日の前日までに令和4年8月8日付け京都市告示第287号 (以下「告示」という。) に定める物品の資格の申請を行っている者。

イ 申請日から事前確認資格の確認の日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱 (以下「要綱」という。) 第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止 (以下「参加停止」という。) を受けていないこと。

ウ 電気事業法第2条第1項第3号の規定により小売電気事業の登録を受けた者 (以下「小売電気事業者」という。)

エ 入札に参加しようとする需要施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保していること。

オ 入札に参加しようとする電気事業者が、電力の供給約款を定めている場合は、その供給約款が、供給約款を定めていない場合は、電力の供給条件が、一般送配

電事業者（入札の対象施設が供給区域内にあるものに限る。）の電気供給条件（特別高圧・高圧）に準じた内容のものであること。

- カ 令和4年12月15日（木）午後5時までに、本市環境政策局地球温暖化対策室に「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出し、かつ、事前確認資格の確認の日までに「京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準」を満たしていると認められた者又は再生可能エネルギー（再生可能エネルギー源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源をいう。）を利用して得ることができるエネルギーをいう。）比率100%電気（京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条に規定される再生可能エネルギー電気としての価値が付与された電気を含む）の料金メニューで契約する者（以下「再生可能エネルギー比率100%電気の料金メニューで契約する者」という。）。
- キ 本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。

(2) 開札の後に確認する資格（以下「事後確認資格」という。）

- ア 登録業者以外の者で、申請日の前日までに告示に定める資格の申請を行っている者にあつては、開札の時までに告示に定める資格を有する者であると認められていること。
- イ 事前確認資格の確認の日から事後確認資格の確認の日までの間において、参加停止を受けていないこと。

3 入札説明書等に対する質問期限及び回答期日

- (1) 入札説明書等に対して3(1)のウェブページに掲載している「電力入札に関するよくある質問」以外の質問をしようとする者は、市長に対し、質問事項、住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名、届出済みの受任者（以下「受任者」という。）がある場合には、受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載、押印した書面を3(2)の表の提出期限までに、下記の場所へ持参し提出しなければならない（受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）。

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎 1 階

京都市行財政局管財契約部契約課

電話 075-222-3315

- (2) 市長は、3(1)による質問を受けたときは、下記アの表の回答期日までに質問に対する回答書を、下記イのウェブページに掲載するとともに、3(1)の場所において閲覧できるようにする。

なお、提出期限の経過後は、入札説明書等に対する質問は、一切受け付けない。

ア 提出期限及び回答期日

提出期限	回答期日
令和4年12月15日(木)午後5時	令和4年12月21日(水)

イ 京都市行財政局管財契約部契約課のウェブページのアドレス

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/>

4 入札方法等

- (1) 入札は、1(1)に掲げる調達件名ごとに行う。
(2) 入札は、次に掲げる方法のいずれかによる。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」の代表者と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者の氏名と同一人のもので、かつ、落札決定までの期間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札しようとする者を「インターネット利用者」という。）

イ 入札端末機利用者カード（規則第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、京都市行財政局管財契約部契約課（以下「契約課」という。）に設置する入札端末機（規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札しようとする者を「端末機利用者」という。）

ウ 書留郵便により入札書を送付する方法（以下この方法により入札しようとする者

を「郵便利用者」という。)

- (3) インターネット利用者は、5(1)により入札参加資格確認申請書を送信しようとする日の前日までに京都市電子入札システムの利用者登録を行っていないなければならない。また、所定の期日までに利用者登録したインターネット利用者であっても、5(1)イに定める期限までに京都市電子入札システムに入札参加資格確認申請書を送信しなかった者はインターネットを利用して入札データを送信することはできない。この場合において、その者(令和4年12月27日(火)午後5時までに、3(1)の場所に5(1)アの提出書類を別途提出し、事前確認資格があると認められた者に限る。)は入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機の一時使用の申請を行ったときは、入札端末機を使用して入札データを送信することができる(入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、あらかじめ、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けておくこと。)。また、5(1)イに定める期限までに京都市電子入札システムに入札参加資格申請書を送信した者は、入札手続においてシステムの障害等が発生した場合は、直ちに3(1)の連絡先へ連絡すること。
- (4) 端末機利用者が、入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受け入札すること。
- (5) 郵便利用者は、5(2)の通知に際し送付する入札書を使用し、1(1)に掲げる調達件名ごとに郵送すること。また、入札書を封入する封筒は二重封筒とし、入札書を入れて封印した内封筒には、封筒の表面に「1月19日開札(1(1)アからヒのいずれかの調達件名)の入札書」と記載し、裏面に入札者の住所、商号及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名、届出済みの受任者がある場合は、受任者に係る事務所の所在地及び氏名)を記載し、外封筒には「1月19日開札(1(1)アからヒいずれかの調達件名)の入札書在中」と記載したうえ封印すること。
- (6) この調達契約に係る契約は、単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、電力量料金などの単価を設定することを条件とする。

落札者と締結する契約単価には消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。なお、1(1)シからヒまでの案件については、同一案件内における各施設の単価を同一の単価に設定すること。

なお、入札に当たっては、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に基づく値引き前の金額で入札を行い、実際の料金請求時に値引きを行うこと。

- (7) 落札の決定は、1(1)に掲げる調達件名ごとに、上記(6)による単価に基づき「積算内訳書」を用いて算定された、契約期間に係る「電気料金の総額」の比較によって行う。

なお、この電気料金の総額には、電力の供給に必要な一切の諸費用を含めるものとし、燃料費調整単価及び市場価格調整単価については、令和4年10月分の単価を1年間通して使用すること。ただし、再生可能エネルギー発電促進賦課金及びアンシラリーサービス料金については、この電気料金の総額に含めないものとする。

また、積算に用いた単価及び算出式については、契約期間適用するものとする。

- (8) 落札決定に当たっては、入力又は記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、1(3)の期間に係る総額として見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額。）を入力又は記載すること。

- (9) 本件は単価契約とし、積算に用いた単価及び算出式については、契約期間適用するものとする。

- (10) 落札者は、落札決定後、積算において使用した「積算内訳書」を速やかに3(1)の場所に提出し、確認を受けたうえで、落札決定日から5日以内（休日を除く。）に契約書（案）を3(1)の場所に提出するものとする。

- (11) 入札の前に入札参加者の数又は商号（法人にあつては名称）の公表は行わない。

- (12) 予定価格は、下表のとおりとする。

なお、予定価格には、消費等相当額を含まない。

件名	契約番号	予定価格（円）
（単価契約）電力の供給（中央卸売市場第一市場）	200337	517,829,397

(単価契約) 電力の供給 (中央卸売市場第二市場)	200325	186,749,517
(単価契約) 電力の供給 (北部クリーンセンター)	200281	121,981,794
(単価契約) 電力の供給 (東北部クリーンセンター)	200331	108,390,330
(単価契約) 電力の供給 (消防局本部庁舎)	200254	81,601,724
(単価契約) 電力の供給 (南部クリーンセンター)	200346	76,911,047
(単価契約) 電力の供給 (十条換気所)	200323	54,512,315
(単価契約) 電力の供給 (市役所 (分庁舎))	200327	43,647,551
(単価契約) 電力の供給 (地域リハビリテーション推進センター)	200360	37,607,373
(単価契約) 電力の供給 (京都市生涯学習総合センター)	200340	31,101,486
(単価契約) 電力の供給 (動物園)	200343	28,358,770
(単価契約) 電力の供給 (京都市立高等学校10校)	200308	158,711,732
(単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (右京区28校))	200303	144,972,761
(単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校 (伏見区30校))	200305	130,885,446
(単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (左京区25校))	200301	122,589,763

(単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (下京区・東山区16校))	200299	117,103,636
(単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (西京区25校))	200304	116,280,389
(単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (山科区19校))	200302	107,895,356
(単価契約) 電力の供給 (京都市立中学校 (伏見区14校))	200306	89,603,170
(単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (南区15校))	200300	84,362,157
(単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (北区18校))	200296	83,411,951
(単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (中京区16校))	200298	77,124,101
(単価契約) 電力の供給 (京都市立総合支援学校9校)	200310	75,253,115
(単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (上京区14校))	200297	70,543,981
(単価契約) 電力の供給 (美術館本館新館・別館)	200461	128,226,271
(単価契約) 電力の供給 (旧北部まち美化事務所ほか9施設)	200381	53,499,649
(単価契約) 電力の供給 (左京消防署他4施設)	200293	39,077,716

5 事前確認資格の確認の手続

- (1) 入札に参加しようとする者は、下記イの表の第1欄に掲げる入札方法による区分に応じ、それぞれ第2欄に掲げる提出方法により、それぞれ第3欄に掲げる受付期間内において、下記アに掲げる書類を提出しなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は事前確認資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

ア 提出書類

(ア) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）

(イ) 提出書類

2(1)エ～カに掲げる条件を満たすことを証明する書類

(A) 2(1)エに掲げる資格を有することを証明する書類

該当することを証する電力供給誓約書（指定様式）

(B) 2(1)オに掲げる資格を有することを証明する書類

該当することを証する電力供給約款に関する証明書（指定様式）

(C) 2(1)カに掲げる資格を有することを証明する書類

「再生可能エネルギー比率100%電気の料金メニューで契約する者については、要件を満たす再生可能エネルギーを供給することが確認できる資料（指定様式「特定電源割当の予定について」）を提出すること。また、「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出する場合については、本市環境政策局地球温暖化対策室に1部提出すること。提出方法等の詳細については同室の指示に従うこと。

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

京都市環境政策局地球温暖化対策室

電話 075-222-4555

イ 提出方法等

第1	第2	第3
インターネット利用者	申請書については、京都市電子入札システムにおいて必要事項を入力し、送信すること。5(1)ア(イ)に掲げる書類については、3(1)の場所へ持参し、又は書留郵便を到着させること。	公告の日から令和4年12月27日(火)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(但し、持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)
端末機利用者及び郵便利用者	3(1)の場所へ持参し、又は書留郵便を到着させること。	公告の日から令和4年12月27日(火)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(但し、持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

(2) 事前確認資格の確認

申請書の受領後、事前確認資格の確認を行い、その結果を次の表の左欄に掲げる入札方法による区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる方法により通知する。この場合において、資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

インターネット利用者	事前確認資格の確認結果を電子入札システムにより確認するよう令和5年1月6日(金)までに電子メールを送信する。
端末機利用者及び郵便利用者	令和5年1月6日(金)までに、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

(3) 事前確認資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 事前確認資格がないと認められた者は、市長に対し、書面により、事前確認資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

イ 5(3)アの規定により理由の説明を求めようとする者は、5(2)の規定による通知を受けた日から次の表の提出期限の日時までの間に、書面を3(1)の場所へ持参し提出しなければならない（受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）。市長は、書面の提出があったときは、同表の発送期日の月日までに書面による回答を発送する。

提出期限	発送期日
令和5年1月11日（水）午後5時	令和5年1月13日（金）

6 入札期間及び開札日時等

(1) 電子入札システムによる入札期間

電子入札システムによる入札期間は、次の表の左欄に掲げる入札方法による区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間及び時間とする。

インターネット利用者	令和5年1月16日（月） 17日（火） 18日（水） （午前9時から午後5時まで）
端末機利用者	令和5年1月16日（月） 17日（火） 18日（水） （午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで）

なお、3(1)の場所に設置した入札端末機の利用を希望する者で、入札端末機利用者カードの交付を受けていない者は、入札期間の終了の時刻の1時間前までに所定の手続をすること。

(2) 書留郵便による入札期間

令和5年1月18日（水）午後5時まで、3(1)の場所に必着させること。

(3) 開札日時

令和5年1月19日（木）午前10時から開札する。

(4) 入札を辞退する場合

事前確認資格があると認められた者が入札を辞退する場合、インターネット利用者及び端末機利用者は「辞退」と必ず入力し、送信すること。郵便利用者は「辞退届」を6(2)の期間までに、書留郵便により3(1)の場所に必着させること。

上記の辞退手続を取らない場合は、入札無断欠席として、入札参加停止等の措置を行う。

なお、本件入札においては、上記5(1)の手続により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格が認められた者は、必ず有効な入札を行わなければならない(入札参加辞退若しくは予定価格の範囲外での無効な入札を行った場合又は最低価格入札者であった者が落札に至らなかった場合は、入札参加停止等の措置を行うことがある。)。

7 事後確認資格の確認

(1) 開札後、事後確認資格の確認を行う。確認を行った結果、事後確認資格がないと認められたときは、その者の行った入札は無効とする。

なお、事後確認資格の確認の結果については、通知を行わない。

(2) 事後確認資格がないと認められた者は、落札決定日の翌日から5日(日数の計算に当たっては、休日を除く。)以内に請求があった場合に限り、事後確認資格がないと認めた理由を口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

8 競争入札参加資格の確認の取消し

市長は、入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格を取り消す。この場合において、確認の取消し対象となった入札参加資格が事前確認資格であるときは、その者に対し、その旨を通知するものとする。

(1) 落札決定の日時までに、規則第2条の規定により告示し、又は要綱第14条の規定により定めた2の入札参加者の資格を喪失したとき。

(2) 事前確認資格の確認後、落札決定の日までの期間に、参加停止を受けたとき。

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くことと

なったとき。

(4) その他市長が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

9 落札決定日及び落札者の決定方法

落札決定日は、令和5年1月19日（木）とする。予定価格の範囲内で入札し、かつ、事後確認資格があると認められた者の中で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

10 落札決定の通知等

(1) 落札決定の通知

落札者に対しては、落札した旨を以下のとおり通知する。

ア 落札者がインターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 落札者が、端末機利用者又は郵便利用者である場合

落札決定日の午後3時以降に電話により通知する。

(2) 落札者以外の入札参加者に対する通知

ア インターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 端末機利用者又は郵便利用者である場合

落札決定日の翌日から5日（日数の計算に当たっては、休日を除く。次号において同じ。）以内に請求があった場合に限り、落札結果を口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

(3) 落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者とならなかった者は、落札決定日の翌日から5日以内に、その理由について説明を求めることができる。回答は、口頭又は書面（請求が書面によるもので書面による通知を請求したものである場合に限る。）により行う。

(4) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、原則として落札決定日の翌日午後1時から、契約課ウェブページ又は契約課室内での入札執行結果表の閲覧により、確認できるようにする。

(5) 落札者が契約を締結しない場合

落札者が契約を締結しないときは、契約辞退に該当するため、3箇月の競争入札参加停止を行い、さらに当該入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

11 入札の無効

- (1) 規則第6条の2各号（第3号及び第13号を除く。）に定めるもののほか、申請書その他の提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。
- (2) この入札において、代表者等と同一人である者の双方が入札したことが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、規則第6条の2第14号に基づきそれぞれ無効とするとともに、参加停止を行う。また、この入札により落札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者となった代表者等が、この入札において入札した他の代表者等と同一人であったことが判明したときは、契約を締結せず、それぞれについて参加停止を行う。

12 入札保証金及び契約保証金
免除

13 契約書の作成

契約書は、本市がこの入札説明書と共に提示する契約書案に基づいて、原本2通を作成し、本市及び落札者が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有することとする。

14 入札及び契約に関する問合せ先
3(1)に同じ。

15 予算不成立の場合の無効

契約日は、令和5年4月1日とする。ただし、本件調達に係る予算が成立しない場合は、契約を締結しない。また、京都市の都合により、本件調達に係る予算を計上しない場合又は減額する場合があります、これらの場合においては、落札者と契約を締結しないこと又は契約締結前後において予定数量・金額等を大幅に削減することがある。

なお、これらの契約不締結や減額等によって、落札者において損害が発生した場合であっても、落札者は、京都市に対し、その補償等を一切請求することはできない。

16 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 2(2)アに該当する者が落札者となったときは、契約の締結時に京都市暴力団排除条例施行規則第7条に規定する誓約書を提出すること。
なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。
- (3) 再生可能エネルギー比率100%電気の料金メニューで契約した者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、契約期間中に書面で提出しなければならない。
- (4) 提出された資料は、返却しない。
- (5) この公告に係る入札、契約等に関する条件は、この入札説明書のほか、仕様書、「電力入札に関するよくある質問」及び契約書案の定めるところによることとする。

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(宛先)京 都 市 長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者の職・氏名

印

令和4年12月9日付けで入札公告のありました下記の件に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、必要な書類を添えて申請します。

なお、添付した書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札件名 (申請する件名の□欄を■にしてください。)

- (単価契約) 電力の供給 (中央卸売市場第一市場)
- (単価契約) 電力の供給 (中央卸売市場第二市場)
- (単価契約) 電力の供給 (北部クリーンセンター)
- (単価契約) 電力の供給 (東北部クリーンセンター)
- (単価契約) 電力の供給 (消防局本部庁舎)
- (単価契約) 電力の供給 (南部クリーンセンター)
- (単価契約) 電力の供給 (十条換気所)
- (単価契約) 電力の供給 (市役所 (分庁舎))
- (単価契約) 電力の供給 (地域リハビリテーション推進センター)
- (単価契約) 電力の供給 (京都市生涯学習総合センター)
- (単価契約) 電力の供給 (動物園)
- (単価契約) 電力の供給 (京都市立高等学校10校)
- (単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (右京区28校))
- (単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校 (伏見区30校))
- (単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (左京区25校))
- (単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (下京区・東山区16校))
- (単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (西京区25校))
- (単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (山科区19校))
- (単価契約) 電力の供給 (京都市立中学校 (伏見区14校))
- (単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (南区15校))
- (単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (北区18校))
- (単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (中京区16校))
- (単価契約) 電力の供給 (京都市立総合支援学校9校)
- (単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (上京区14校))
- (単価契約) 電力の供給 (美術館本館新館・別館)
- (単価契約) 電力の供給 (旧北部まち美化事務所 (ほか9施設))
- (単価契約) 電力の供給 (左京消防署他4施設)

2 履行場所 仕様書のとおり

3 添付書類

4 連絡先 所属
氏名 電話 ()

※返信用封筒として、表に申請者の住所及び氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金分の切手を貼付した封筒を申請書ごとに併せて提出してください。

(指定様式)

令和 年 月 日

電力供給誓約書

(宛先) 京 都 市 長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者の職・氏名

印

令和4年12月9日付けで入札公告のありました

「 」

の入札参加資格について、適正な電力の供給に務めることを誓約します。

なお、電力の供給体制にあつては、下記のとおりであり供給可能であることを申し添えます。

供給体制

(1) 供給可能電力量 (概算)

kWh (年)

(2) 供給可能電力量内訳

	電力量 (年間)	発電方法・調達先等
自社発電	kWh	
	kWh	
	kWh	
他社からの買付	kWh	
	kWh	
	kWh	
その他	kWh	
合計	kWh	

(3) (1)のうち、当該入札案件以外の供給に要する電力量

kWh (年)

(指定様式)

令和 年 月 日

電力供給約款に関する証明書

(宛先) 京 都 市 長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者の職・氏名

印

令和4年12月9日付けで入札公告のありました

「 」

の入札参加資格について、下記の条件を満たしていることを誓約します。

記

入札に参加しようとする電気事業者が、電力の供給約款を定めている場合は、その供給約款が、供給約款を定めていない場合は、電力の供給条件が、一般送配電事業者（入札の対象施設が供給区域内にあるものに限る。）の電気供給条件（特別高圧・高圧）に準じた内容のものであること。

(添付書類) ※電力の供給約款を定めている場合のみ添付してください。

- ・ 電力の供給約款

京都市電力の調達に係る環境配慮契約方針

(目的)

第1条 本方針は、温室効果ガスの排出の削減に配慮した契約を推進するため、本市が行う電力調達契約の締結に際し、必要な事項を定める。

(環境に配慮した電力調達契約)

第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、本市が行う電力調達契約の資格の判定に際し、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に定める小売電気事業者（以下「小売電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、「環境評価項目」を基準として評価したうえで、電力の調達契約を実施することをいう。

(対象組織)

第3条 本方針は、本市の全ての所属及び本市が設立した地方独立行政法人が電力を調達する際に適用する。

(適用除外)

第4条 本方針は、再生可能エネルギー（再生可能エネルギー源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源をいう。）を利用して得ることができるエネルギーをいう。）比率100%電気を調達する場合には適用しない。

2 再生可能エネルギー比率100%電気とは、京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条に規定される再生可能エネルギー電気としての価値が付与された電気が100%であるものをいう。

(環境評価項目)

第5条 本方針における環境評価項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示状況
- (2) 電気供給状況
 - ① 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（基礎排出係数）
 - ② 未利用エネルギーの活用状況
 - ③ 再生可能エネルギーの導入状況
 - ④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

(評価)

第6条 本市が行う電力調達契約を希望する小売電気事業者は、前条に定める環境評

価項目を、別紙「京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準」により算定し、その評価点等を「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」(様式)に記載し、環境政策局地球温暖化対策室に提出するものとする。

- 2 環境政策局地球温暖化対策室の電力調達契約を担当する課長(以下「課長」という。)は、小売電気事業者から提出された「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」(様式)の内容を確認し、各小売電気事業者の評価点を判定する。

(判定結果の通知及び公表)

第7条 課長は、判定の結果について、各小売電気事業者へ通知するとともに、必要に応じて入札担当課の長又は電力調達契約の担当課の長へ通知するものとする。

- 2 課長は、全ての機関が環境に配慮した電力を調達できるよう、別紙「京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準」を満たす小売電気事業者及びその評価点をホームページ等で公表するものとする。

(電力調達契約の資格の確認)

第8条 入札担当課の長又は電力調達契約の担当課の長は、課長からの通知又はホームページ等により各小売電気事業者の評価点を確認するものとする。

(方針改定)

第9条 小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況は毎年変わることから、本方針又は評価基準はおおむね1年に一度、改定することとする。

(判定結果の有効期間)

第10条 判定結果は、第9条により方針又は評価基準が改定されるまで有効とする。

(外郭団体及び公の施設の指定管理者における取扱い)

第11条 本市の外郭団体及び公の施設の指定管理者に対しては、本方針に準じた取扱いに努めるよう求めることとする。

(事務処理)

第12条 本方針に係る事務処理等は、環境政策局地球温暖化対策室において行う。

附則

この方針は、平成20年11月28日から施行する。

この方針は、平成21年11月24日から施行する。

この方針は、平成22年11月18日から施行する。

この方針は、平成23年11月17日から施行する。

この方針は、平成24年11月19日から施行する。

この方針は、平成25年11月19日から施行する。

この方針は、平成26年11月11日から施行する。

この方針は、平成27年10月16日から施行する。

この方針は、平成28年8月3日から施行する。

この方針は、平成29年11月15日から施行する。

この方針は、平成30年11月14日から施行する。

この方針は、令和元年11月8日から施行する。

この方針は、令和2年11月27日から施行する。

この方針は、令和3年10月19日から施行する。

この方針は、令和4年11月15日から施行する。

京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ下表の環境評価項目の得点の合計が70点以上であること。

環境評価項目	区分	配点
(1) 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (基礎排出係数) (kg-CO ₂ /kWh) (※2)	0.250 未満	70
	0.250 以上 0.300 未満	65
	0.300 以上 0.350 未満	60
	0.350 以上 0.400 未満	55
	0.400 以上 0.450 未満	50
	0.450 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.550 未満	40
	0.550 以上	0
(2) 未利用エネルギーの活用状況 (※3)	1.350%以上	15
	0.675%以上 1.350%未満	10
	0.1%以上 0.675%未満	5
	0.1%未満	0
(3) 再生可能エネルギーの導入状況 (※4)	12.5%以上	30
	10.0%以上 12.5%未満	25
	7.5%以上 10.0%未満	20
	5.0%以上 7.5%未満	15
	2.5%以上 5.0%未満	10
	0.0% 超 2.5%未満	5
	導入していない	0
(4) 需要家への省エネルギー・節電に 関する情報提供の取組 (※5)	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示は、「電力の小売営業に関する指針（経済産業省、最新版を参照）」に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。

ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したとみなす。

※2 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（基礎排出係数）は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が環境省の HP (<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>) において、令和4年度提出用として公表している数値を用いることとする。

ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、上記 HP において基礎排出係数が公表されていない者は、当該小売電気事業者がその環境報告書で公表したもので、最新の数値を用いることとする（令和2年度以降の供給実績に基づく数値であることとする）。

※3(1) 未利用エネルギーの活用状況とは、次の方法により算出した数値をいい、二酸化炭素排出係数の算定と同じ年度の実績により評価することとする。

①未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh) を、②供給電力量（需要端）(kWh)

で除した数値

(算出方式) 未利用エネルギーの活用状況 (%) = ①÷②×100

※3(2) 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。

① 工場等の廃熱又は排圧

② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。）第2条第4項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③ 高炉ガス又は副生ガス

※3(3) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※4(1) 再生可能エネルギーとは、FIT法において定義される再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気をいう。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）

※4(2) 再生可能エネルギーの導入状況とは、次の①から⑥に示した再生可能エネルギー電気の利用量（kWh）を、⑦に示した供給電力量（kWh）で除した数値（割合）をいい、二酸化炭素排出係数の算定と同じ年度の実績により評価することとする。

① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端、kWh）

② 他者から購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端、kWh）

③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）

④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）

⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）

⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT非化石証書の量（kWh）

⑦ 供給電力量（需要端）（kWh）

(算出方式) 再生可能エネルギーの導入状況 (%) = (①+②+③+④+⑤+⑥) ÷⑦×100

※5 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組とは、需要家の省エネルギー促進の

観点から次に掲げる取組をいう。

- ① 電力デマンド監視による使用電力量の表示（一例として、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した使用電力を超過した場合に通知を行うこと）
- ② 需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（一例として、リアルタイムの情報提供、供給側からの電力の使用抑制に協力した需要家への優遇措置の導入）

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働き掛けを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

様式（第6条関係）

京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

商号又は名称			
代表者職・氏名			
所在地			
問い合わせ先（部署）			
担当者名		電話番号	— —
電気事業法第2条の2の規定に基づく小売電気事業の登録番号			

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	開示予定時期	提出資料
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他（ ）		開示方法が確認できる資料

2 電気供給状況

環境評価項目	数値等	得点	提出資料
(1) 令和 年度の 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(基礎排出係数)	kg-CO ₂ /kWh		
(2) 令和 年度の未利用エネルギーの活用状況	%		算出根拠となる資料
(3) 令和 年度の再生可能エネルギーの導入状況	%		算出根拠となる資料
(4) 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる ・ 取り組んでいない		取組状況が確認できる資料

合計得点	点
------	---

京都市環境政策局地球温暖化対策室 あて

上記報告内容は事実と相違ないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

代表者職・氏名

電力入札に関するよくある質問（一般競争入札・参加希望型指名競争入札共通）

質問1 契約種別（業務用又は産業用）を教えてください。

回答1 仕様書に記載がありますので確認してください。なお、契約種別として、「AS-TOU」など、関西電力株式会社との契約当時の料金メニューを記載している施設が有りますが、仕様書に記載の料金メニューに従って入札金額の積算を行ってください。

質問2 入札金額算定時、力率は全て100%にて積算してよろしいでしょうか。

回答2 入札金額算定時は、仕様書に記載の予定平均力率を用いて積算してください。

質問3 学校外施設の各単価は施設ごとに異なる単価設定も可能でしょうか。

回答3 施設ごとに異なる単価設定は可能ですが、ひと契約の中に複数施設のある案件は複数施設について同じ単価設定をしてください。

質問4 代金支払いについて、弊社は30日以内のお支払いをお願いしております。御了承頂けますか。

回答4 適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとなります。

質問5 検針後の検針結果（検針票）は、WEBでの発行となりますがよろしいでしょうか。

回答5 構いません。ただし、WEBでの発行に必要な事務手続きについては、すべて各担当課の所属長名の記名・押印で対応することを了承してください。なお、個別の仕様書において、契約電力、最大使用電力、使用電力量等のデータの提出について指示のある場合は、その内容に従ってください。

質問6 WEB請求書（メール）での請求は可能でしょうか。

回答6 不可です。なお、請求書の提出を受けて、本市から代金の支払いを行うためには、事業者の発行する「お客様番号」が必要ですので、令和5年3月31日までに各担当課へ必ず通知してください。

質問7 弊社では請求書に記載されるのは基本料金単価と金額、契約電力、電力量料金単価と金額、力率となり、力率の割引額等は記載されませんがよろしいでしょうか。

回答7 構いません。

質問8 一般送配電事業者が値上げを行った場合、契約単価の見直しに応じていただけるのでしょうか。

回答8 契約締結後の単価の見直しは行いません。

質問9 「地球温暖化対策のための税」の増額があった場合、契約単価の見直しに応じていただけるのでしょうか。

回答9 質問8の場合と同様、契約締結後の単価の見直しは行いません。

質問10 燃料費調整単価、卸市場価格調整単価、力率の取扱いは地域の一般送配電事業者と同様のものとさせていただいてよろしいでしょうか。

回答10 御認識のとおりです。

ただし、入札時に積算に用いた算出式を契約期間適用するものとします。

質問11 契約書締結時に弊社の電力需給約款を参照するような文言を契約書に追加したいのですが可能でしょうか。

回答11 契約書に落札者の電力需給約款を参照する文言の追加には応じられません。

令和5年度
京都市東北部クリーンセンター
電力の供給に係る仕様書

京都市環境政策局
東北部クリーンセンター
(担当 松井、上茶谷 電話 075-741-1003)

令和5年度京都市東北部クリーンセンター 電力の供給に係る仕様書

環境政策局東北部クリーンセンター
(担当 松井、上茶谷 電話 075-741-1003)

第1 総則

1 趣旨

本仕様書は、京都市東北部クリーンセンターへの電力の供給に係る仕様書である。

2 用語の定義

この仕様書において、使用する用語の定義については、次のとおりとする。

- (1) 需要施設とは、電力供給先である京都市東北部クリーンセンターをいう。
- (2) 供給者とは、需要施設への電力の供給を行う者をいい、電気事業法第2条第1項第3号に定義される小売電気事業者をいう。
- (3) 託送者とは、供給者が需要施設に電力を供給するための供給者と需要施設との電線路（送電線、配電線、変電所など）を維持し、及び運用する電気事業法第2条第1項第9号に定義される一般送配電事業者のうちで、需要施設を自らの供給区域内とする一般送配電事業者をいう。
- (4) 電力会社とは、供給者及び託送者の両者をいう。
- (5) 電気主任技術者とは、電気事業法第43条に基づき選任された主任技術者をいい、需要施設の電気工作物に対して経済産業省中部近畿産業保安監督部長に届出されている電気主任技術者をいう。
- (6) 監督員とは、京都市契約事務規則第39条に規定する職員をいい、この契約において京都市東北部クリーンセンターに所属する職員をいう。

第2 仕様概要等

需要施設の概要と供給電力の仕様は、次のとおりとする。

1 需要施設概要

- (1) 対象施設
京都市東北部クリーンセンター
- (2) 需要場所
京都市左京区静海市原町1339番地
- (3) 業種及び用途（電気料金区分）
一般廃棄物処理施設（特別高圧電力B、特別高圧自家発補給電力B）
- (4) 電気主任技術者
京都市東北部クリーンセンター職員

(5) 休業日等

原則として、年末年始（12月31日から1月3日）と設備のオーバーホール期間を除いて24時間稼働する。

2 供給電力の仕様

(1) 電気方式等

- ア 電気方式 交流3相3線式
- イ 標準電圧 20kV
- ウ 計量電圧 20kV
- エ 標準周波数 60Hz
- オ 受電方式 1回線受電
- カ 蓄熱設備 なし
- キ 発電設備 別紙1のとおり
- ク アンシラリーサービス料金対象容量 0kW

(2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力（契約上使用できる最大需要電力をいい、30分最大需要電力計により計量される値が、原則としてこれを超えないものとする。）

(ア) 契約電力（常時電力） 1,500kW

(イ) 契約電力（自家発補給電力） 4,500kW

（自家発電設備の定期検査、補修又は事故により生じた不足電力等の補給に充てるため受電する。）

イ 予定使用電力量 1,362,700kWh

（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの使用電力量の見込み（自家発電設備の定期検査等の自家発補給電力を含む。））

ただし、実際に契約期間に使用される電力量は、この値を上回り、又は下回ることができるものとする。

なお、電力の使用実績、使用計画（予定）については次のとおり。

(ア) 令和3年度の各月の電力使用実績（最大需要電力、常時使用電力量及び自家発補給使用電力量等）は、別紙2-1のとおり。

(イ) 令和5年度の各月の電力使用計画（予定）（最大需要電力、常時使用電力量及び自家発補給使用電力量等）は、別紙2-2のとおり。

(ウ) 令和3年度の日別電力使用実績（時間帯別）は、別紙3のとおり。

(3) 契約期間

令和5年4月1日0時から令和6年3月31日24時まで

(4) 需給地点

需給地点は、需要場所にある託送者が所有する気中開閉器（東北部清掃工場線の洛北18東2外1号柱）の負荷側の接続点とする。

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じとする。

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じとする。ただし、取引用計量装置は、託送者の責任とする。

(7) 検針日及び計量

検針日は、原則として毎月1日とし、その時点で前月1箇月分の使用量等を一括して検針するものとする。計量は、託送者が設置する計量装置により記録された値によるものとする。

(8) 料金の算定期間

料金の算定期間は、毎月1日からその月の末日までの期間とする。

(9) 料金制度

ア 料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制とする。

イ 基本料金は、全く電力の供給を受けない場合は、常時電力でその50パーセント、自家発補給電力でその20パーセントとする。

ウ 自家発補給電力の基本料金において、当該月に前月から継続して電力の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電力の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電力の供給は、前月における電力の供給とみなすものとする（みなし不使用月）。

エ 供給者は、契約期間において、当該月の平均力率により基本料金の割引及び割増しを行うことができるものとする。

オ 供給者は、契約期間において、電気料金の算定の基礎となる燃料費等の変動により電力料金単価を変更する必要がある場合は、その変動額に応じた料金の割引及び割増し（燃料費調整単価及び卸市場価格調整単価）を行うことができるものとする。

カ 供給者は、電気料金の算定の基礎となる燃料費等の変動により電力料金単価を変更する必要がある場合は、その変動額に応じた料金の割引、及び割増（燃料費調整単価）を行うことができるものとし、供給者が入札時に設定し、積算に用いた算出式を契約期間適用する。ただし、みなし小売電気事業者（関西電力株式会社）の燃料費調整単価を超えない範囲で設定するものとする。

キ 供給者は、卸電力市場価格を反映した卸市場価格調整単価に基づき算定した金額（市場価格調整額）を加算・減算することができるものとし、供給者が入札時に設定し、積算に用いた算出式を契約期間適用する。ただし、みなし小売電気事業者（関西電力株式会社）の卸市場価格調整単価を超えない範囲で設定するものとする。

ク 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、供給者が定める約款等の規定によるものとし、供給者は、その料金を請求することができるものとする。ただし、入札価格の算定に当たっては、考慮する必要はないものとする。

(10) 平均力率

ア 平均力率の算定は、当該月の午前8時から午後10時までの時間における平均の力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）

イ 平均力率の算定式は、次のとおりとする。

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} / \sqrt{((\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2)}$$

ウ 契約期間における需要施設の予定平均力率は、別紙2-2のとおりとし、入札金額はこの予

定平均力率を用いて算定するものとする。

(11) 自家発補給電力の使用

ア 自家発補給電力を使用する場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ供給者に通知するものとする。

イ 常時電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、当該月の30分最大需要電力計の値が常時電力の契約電力を超えないときは、アにかかわらず、自家発補給電力を使用しなかったものとする。

(12) 契約超過金

契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責となる理由による場合を除き、供給者は、契約超過金を請求することができるものとする。

なお、契約超過金の算定を行う場合は、供給者が定める約款等の規定によるものとする。

(13) 支払方法

供給者は、料金の算定後、速やかにその料金の請求を毎月行うこととし、本市は、京都市会計規則及び供給者の定める約款等の規定に基づきその料金を支払うものとする。

3 一般事項

(1) 注意事項

ア 供給者は、仕様書に明記のない場合又は疑いが生じた場合においては、監督員と協議するものとする。

イ 供給者は、仕様書によることが困難又は明らかに不都合な場合は、監督員と協議するものとする。

ウ 供給者は、契約内容を変更しようとする場合は、監督員と協議のうえ、本市の承諾を得るものとする。

エ 供給者は、本市が実施する他の業務について、監督員の指示により、当該業務関係者と協力し業務の円滑な進捗を図るものとする。

オ 供給者は、当該契約に関する業務に伴い、廃材、塵、配線屑等が発生した場合は、供給者の責によりその全てを構外に搬出し、関係法令などに従い適切に処理するものとする。

(2) 連絡体制

供給者は、契約締結後速やかに次の内容を記載した書類を監督員に提出するものとする。

ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表

イ 契約担当者名、組織図及び連絡先

ウ 協議担当者名及び連絡先

(3) 報告

供給者は、計量装置の検針結果をその都度、監督員に報告する。また、当契約に係る不測の事態が発生した場合などについても早急に監督員に報告し、その指示を受けて調整を行うものとする。

なお、報告は、監督員の承諾を受けた場合を除き、原則として書面にて行うものとする。

(4) 履行確認

監督員は検針結果等の報告内容を検査し、これをもって履行確認とする。

(5) 資料の提供

ア 供給者は、電力の使用及び電気料金に関する資料を監督員から求められた場合は、速やかに応じなければならない。

イ 供給者は、契約期間中の月次毎の契約電力、最大需要電力、使用電力量等を書面で監督員に提出すること。

なお、資料の様式及び提出方法については、監督員の指示による。

4 その他

(1) 契約電力の変更

契約期間における使用電力量の変動に伴い契約電力を変更する必要がある場合は、監督員、電気主任技術者及び供給者と協議するものとする。

(2) 施設の状況及び変更等

契約期間における需要施設の変更等に関する技術的な協議については、監督員、電気主任技術者、供給者及び託送者の4者によることとし、その決定については4者の合意によるものとする。

(3) 負担金等

需給地点変更などに伴う需要施設を除いた託送者設備の工事に係る費用の負担については、原則として託送者の電気供給約款等に準ずるものとする。

また、需要施設工事、保守点検作業、不慮の事故等に伴う託送者区分開閉器操作などの電力会社の作業に係る費用は、全て供給者の負担とする。

(4) 取引用計量装置

最大需要電力及び使用電力量を計量する取引用計量装置（計量用変成器、積算電力計、遠隔検針装置などの供給電力の検針に係る全ての設備を含む。）の設置、取替え、移設並びに撤去の必要が生じた場合には、その作業及び費用負担は、本市の責に帰すべき事由による場合を除き原則として供給者が行うものとし、その機器類についての保安上の責任は、全て供給者とする。ただし、設置場所は、本市の施設運用に支障がない範囲で需要施設の施設内を無償で貸与する。

また、遠隔検針の通信に係る一切の費用についても、全て供給者の負担とする。

(5) 送電の停止

供給者は、電力会社の都合等により契約期間中にやむを得ず需要施設への送電を一時停止する必要がある場合には、事前に監督員、電気主任技術者と十分な協議を行い、承諾を得るものとする。

また、電力会社設備の不慮の事故等に伴う需要施設への送電停止の際には、供給者は、速やかに監督員及び電気主任技術者へ、その原因、状況及び復旧予定等の関連情報を連絡するものとする。

(6) 緊急時の対応

事故等による送電停止などの緊急時には、監督員、電気主任技術者から供給者に確実に連絡を取ることができ、復旧作業などの対応が早急に可能な体制を常時設置するものとする。

また、災害等による送電停止時には、前述の体制で監督員、電気主任技術者、託送者と協議のうえ、復旧作業に協力するものとする。

(7) 協議窓口

本市と供給者との契約条件、契約内容変更、需要施設の設備の変更等に伴う協議窓口は、原則として京都市内とする。

5 特記事項

(1) 最大需要電力及び使用電力量の増減予定

契約期間において、最大需要電力及び使用電力量が大幅に増減する予定はない。

(2) 計画的な設備改修の予定

契約期間において、需給地点に接続する大幅な既存電気設備の変更工事、電力引込の変更を伴う工事、大規模な仮設電源からの供給の計画はない。

ただし、大規模な災害、緊急性を伴う公共事業、その他予測不可能な事態が発生した場合は、この限りではない。

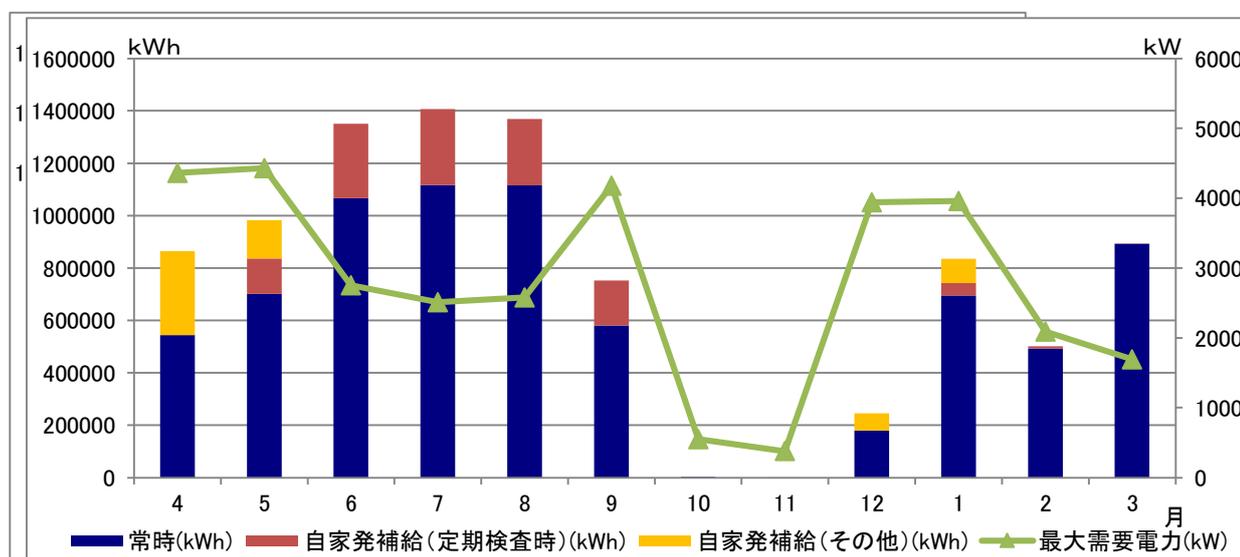
(3) 需要施設の全体停電予定

自家用電気工作物の年次精密点検のため、毎年1回（1日間）、焼却設備のオーバーホール時期に合わせて、需要施設全体の停電を行う予定である（託送者区分開閉器の開閉を伴う作業）。

ただし、重大な故障が発生した場合や、緊急に修理が必要な場合等は、臨時に需要施設内全体若しくは部分停電を行う場合がある。

各月の電力使用実績

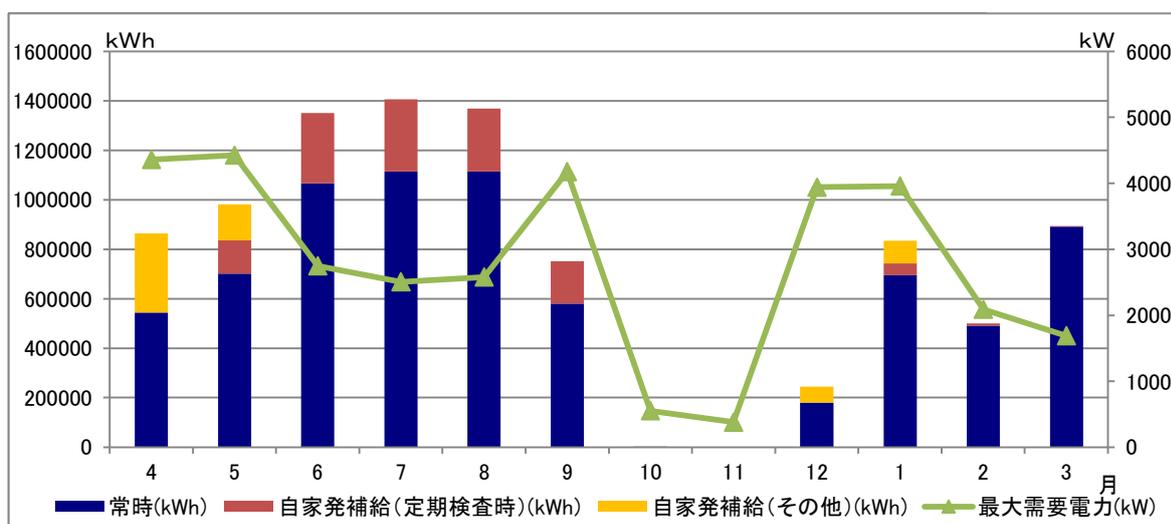
年	月	契約電力 (kW)		30分最大 需要電力 (kW)	使用電力量 (kWh)				力 率 (%)	備 考
		常時	自家発補給		合計	常時	自家発補給			
							定期検査時	その他		
R3	4	1,500	4,500	1,730	850,600	848,660	1,080	860	100	大規模改修工事 自家発補給使用(定検、その他)
R3	5	1,500	4,500	2,940	1,232,830	1,082,580	150,250	0	100	大規模改修工事 自家発補給使用(定検)
R3	6	1,500	4,500	2,640	1,191,860	1,070,470	121,390	0	100	大規模改修工事 自家発補給使用(定検)
R3	7	1,500	4,500	3,620	155,950	94,210	61,740	0	100	大規模改修工事 自家発補給使用(定検)
R3	8	1,500	4,500	60	60	60	0	0	89	
R3	9	1,500	4,500	510	610	610	0	0	99	
R3	10	1,500	4,500	1,170	8,680	8,680	0	0	99	
R3	11	1,500	4,500	3,880	273,490	184,040	0	89,450	100	自家発補給使用(その他)
R3	12	1,500	4,500	3,240	179,730	84,890	84,890	9,950	100	年末年始休止 自家発補給使用(定検、その他)
R4	1	1,500	4,500	3,870	506,120	433,300	72,820	0	100	年末年始休止 OH点検 自家発補給使用(定検)
R4	2	1,500	4,500	20	20	20	0	0	85	
R4	3	1,500	4,500	0	0	0	0	0	85	
合 計	—	—	—	—	4,399,950	3,807,520	492,170	100,260	—	



- ・ 4、5、6、7月 大規模改修工事のため、自家発補給(定検)を使用。
- ・ 11月 点検整備のため、自家発補給(その他)を使用。
- ・ 12、1月 年末年始休止及び設備故障、オーバーホール点検のため発電機停止のため、自家発補給(定検、その他)を使用。

各月の電力使用計画(予定)

年	月	契約電力 (kW)		30分最大 需要電力 (kW)	使用電力量 (kWh)				力率 (%)	備 考
		常時	自家発補給		合計	常時	自家発補給			
							定期検査時	その他		
R5	4	1,500	4,500	800	1,700	1,700	0	0	96	
R5	5	1,500	4,500	800	1,700	1,700	0	0	96	
R5	6	1,500	4,500	4,500	749,700	1,700	748,000	0	96	OH点検 自家発補給使用(定検)
R5	7	1,500	4,500	800	1,700	1,700	0	0	96	
R5	8	1,500	4,500	4,500	145,700	1,700		144,000	96	自家発補給使用(その他)
R5	9	1,500	4,500	800	1,700	1,700	0	0	96	
R5	10	1,500	4,500	4,500	145,700	1,700		144,000	96	自家発補給使用(その他)
R5	11	1,500	4,500	800	1,700	1,700	0	0	96	
R5	12	1,500	4,500	4,500	133,700	1,700	132,000	0	96	年末年始休止 OH予備点検 自家発補給使用(定検)
R6	1	1,500	4,500	4,500	177,700	1,700	176,000	0	96	年末年始休止 みなし不使用月
R6	2	1,500	4,500	0	0	0	0	0	96	
R6	3	1,500	4,500	800	1,700	1,700	0	0	96	
合 計	—	—	—	—	1,362,700	18,700	1,056,000	288,000	—	



- ・ 6月 オーバーホール点検を実施のため、自家発補給(定検)を使用予定。
- ・ 8、10月 自家発補給(その他)の使用を想定。
- ・ 12、1月 年末年始休止のため、自家発補給(定検)を使用予定。ただし、1月はみなし不使用月となる想定。
また、オーバーホール予備点検も実施予定。

令和3年
4月

(単位:kWh)

日 時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
0 ~ 1	900	1110	890	1050	850	1040	890	1000	850	990	840	1010	830	850	1040	1030	970	1000	850	1040	1170	1010	960	1010	970	990	900	1080	1040	1260	
1 ~ 2	890	1120	900	1040	860	1040	870	1010	860	970	830	1010	830	850	1030	1010	950	990	830	1030	1180	1010	960	1000	970	980	890	1080	1050	1270	
2 ~ 3	900	1120	870	1040	850	1030	860	1000	840	980	840	1020	810	840	1020	1030	980	990	840	1020	1170	1010	960	1010	960	980	890	1080	1040	1250	
3 ~ 4	880	1110	870	1040	840	1030	880	1000	830	980	850	1000	830	840	1020	1030	980	1000	860	1020	1150	1020	970	980	970	980	900	1080	1040	1260	
4 ~ 5	900	1120	870	1060	860	1040	860	1000	840	990	830	1000	850	850	1010	1000	970	990	840	1020	1150	1020	950	1000	970	990	890	1080	1040	1260	
5 ~ 6	920	1130	880	1040	850	1040	860	1010	830	1020	840	1000	820	880	1020	1010	950	990	850	1020	1140	1020	970	990	980	990	900	1070	1060	1280	
6 ~ 7	1040	1260	1020	1100	960	1160	990	1130	1150	1130	1140	1010	1100	1130	1160	1110	1040	1140	1070	1130	1130	1150	1100	1110	1120	1140	1190	1180	1180	1410	
7 ~ 8	1200	1260	1140	1180	1160	1170	1030	1120	1130	1140	1120	1050	1130	1140	1170	1130	1110	1140	1150	1190	1160	1160	1130	1130	1120	1160	1230	1180	1180	1410	
8 ~ 9	1250	1400	1250	1240	1290	1190	1090	1280	1180	1140	1120	1140	1300	1150	1220	1300	1150	1210	1260	1220	1170	1270	1220	1210	1230	1270	1300	1210	1330	1440	
9 ~ 10	1520	1560	1410	1340	1470	1210	1180	1240	1220	1210	1090	1190	1460	1160	1430	1430	1240	1400	1460	1490	1200	1480	1410	1420	1400	1450	1510	1440	1510	1480	
10 ~ 11	1500	1600	1420	1340	1470	1210	1190	1210	1230	1210	1100	1440	1470	1180	1450	1440	1350	1390	1450	1490	1230	1460	1430	1410	1390	1450	1510	1500	1500	1460	
11 ~ 12	1520	1610	1410	1350	1500	1230	1130	1230	1270	1190	1090	1470	1480	1170	1430	1440	1360	1400	1460	1520	1250	1460	1480	1420	1400	1470	1560	1640	1500	1480	
12 ~ 13	1500	1570	1410	1340	1460	1180	1180	1190	1240	1190	1080	1410	1450	1140	1400	1430	1350	1220	1460	1490	1220	1380	1390	1410	1400	1510	1520	1650	1490	1470	
13 ~ 14	1480	1620	1410	1350	1470	1200	1170	1200	1300	1210	1100	1430	1450	1180	1430	1470	1370	1200	1480	1530	1230	1400	1390	1430	1400	1480	1500	1540	1510	1480	
14 ~ 15	1470	1590	1450	1360	1480	1240	1160	1200	1290	1220	1320	1460	1490	1170	1440	1460	1360	1340	1500	1530	1290	1440	1450	1420	1390	1520	1490	1540	1510	1480	
15 ~ 16	1470	1580	1440	1350	1470	1230	1180	1190	1240	1180	1300	1430	1450	1170	1430	1450	1360	1440	1480	1560	1220	1430	1470	1400	1400	1470	1490	1420	1500	1490	
16 ~ 17	1500	1570	1440	1330	1390	1240	1180	1190	1270	1190	1080	1440	1440	1160	1400	1460	1340	1370	1450	1500	1200	1400	1440	1390	1390	1510	1460	1280	1460	1560	
17 ~ 18	1480	1550	1420	1340	1200	1200	1140	1140	1180	1170	1090	1190	1280	1150	1360	1420	1340	1340	1430	1420	1180	1370	1330	1320	1170	1230	1330	1250	1480	1640	
18 ~ 19	1320	1460	1300	1290	1180	1180	1010	1130	1170	1170	1080	1150	1140	1160	1390	1410	1250	1140	1410	1200	1160	1370	1170	1150	1130	1210	1190	1210	1430	1420	
19 ~ 20	1310	1200	1150	1050	1160	1180	1030	1110	1140	1160	1090	1110	1130	1160	1180	1210	1140	1140	1200	1200	1140	1290	1170	1170	1140	1220	1200	1190	1420	1410	
20 ~ 21	1210	1010	1070	1050	1140	1160	1030	990	1010	1070	1060	1120	1140	1150	1150	1170	1160	910	1180	1180	1070	1110	1150	1030	1140	1000	1140	1160	1380	1640	
21 ~ 22	1160	890	1070	1070	1060	920	1000	1020	1000	860	1050	1000	1020	1020	1040	1150	1170	860	1170	1170	1020	1090	1140	1000	1000	930	1100	1070	1260	1450	
22 ~ 23	1160	880	1060	1050	1040	880	1010	1010	1000	840	1010	890	850	1030	1020	1110	1070	860	1140	1170	1000	1070	1010	990	1000	910	1110	1050	1280	1240	
23 ~ 24	1130	910	1050	970	1040	900	1010	880	990	860	1000	820	840	1050	1000	970	1020	840	1070	1160	1010	960	1010	980	990	910	1090	1050	1250	1070	
最大値	1520	1620	1450	1360	1500	1240	1190	1280	1300	1220	1320	1470	1490	1180	1450	1470	1370	1440	1500	1560	1290	1480	1480	1430	1400	1520	1560	1650	1510	1640	
合計	29610	31230	28200	28370	28050	26900	24930	26480	26060	26070	24950	27790	27590	25580	29240	29670	27980	27300	28890	30300	27840	29380	28660	28380	28030	28750	29290	30030	31440	33610	

最大需要電力	1,730	(※30分デマンド計量値)
月合計	850,600	

令和3年
5月

(単位:kWh)

日 時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
0 ~ 1	1060	1100	1120	1580	1880	1120	1120	1230	1430	2700	1430	1350	1340	1360	1360	1390	1560	1630	1630	1770	1710	1770	1730	1720	1660	1740	1650	1660	1670	1680	1670
1 ~ 2	1050	1110	1120	1580	1890	1120	1110	1230	1420	2750	1550	1340	1330	1360	1360	1390	1570	1640	1620	1750	1690	1780	1730	1720	1660	1750	1660	1660	1700	1690	1670
2 ~ 3	1070	1100	1110	1580	1900	1130	1150	1250	1420	2740	1530	1340	1340	1360	1360	1380	1560	1680	1610	1740	1690	1770	1730	1720	1650	1730	1640	1640	1680	1670	1680
3 ~ 4	1050	1090	1120	1600	1880	1110	1120	1230	1910	2700	1550	1350	1350	1360	1360	1380	1550	1670	1620	1750	1690	1750	1730	1720	1670	1730	1650	1660	1690	1680	1660
4 ~ 5	1060	1120	1120	1600	1890	1130	1120	1230	2050	2730	1550	1340	1340	1360	1350	1380	1560	1660	1600	1750	1700	1760	1730	1740	1660	1710	1660	1660	1680	1660	1540
5 ~ 6	1050	1110	1130	1570	1890	1130	1130	1220	2110	2670	1580	1360	1340	1340	1350	1390	1560	1640	1610	1760	1680	1750	1720	1730	1670	1710	1680	1690	1680	1680	1500
6 ~ 7	1200	1170	1240	1600	1920	1260	1250	1280	2120	2500	1710	1480	1340	1460	1420	1510	1590	1660	1630	1800	1730	1750	1760	1740	1700	1730	1690	1680	1690	1690	1530
7 ~ 8	1250	1240	1240	1590	1940	1290	1260	1270	2150	2410	1710	1480	1480	1480	1460	1530	1610	1670	1660	1820	1780	1780	1790	1760	1730	1730	1680	1700	1720	1690	1580
8 ~ 9	1380	1380	1260	1630	2010	1320	1370	1360	2290	2480	1740	1490	1560	1590	1520	1600	1640	1710	1680	1840	1820	1790	1820	1810	1730	1730	1710	1730	1710	1700	1590
9 ~ 10	1490	1500	1480	1650	2200	1560	1570	1610	2370	2540	1960	1510	1650	1660	1630	1650	1670	1750	1700	1880	1850	1810	1850	1790	1800	1780	1750	1780	1700	1730	1880
10 ~ 11	1480	1510	1500	1650	2180	1540	1570	1940	2330	2590	1870	1850	1660	1660	1620	1630	1670	1780	1710	1860	1910	1800	1830	1770	1820	1770	1750	1780	1680	1720	1900
11 ~ 12	1480	1510	1510	1740	1930	1560	1600	1670	2420	2610	1870	1840	1660	1650	1620	1640	1670	1920	1710	1840	1900	1830	1810	1770	1780	1770	1780	1780	1730	1720	1910
12 ~ 13	1490	1520	1540	1910	1500	1550	1560	1650	2540	2800	1830	1810	1650	1650	1630	1620	1670	1900	1720	1810	1830	1810	1810	1780	1760	1770	1790	1750	1780	1690	1870
13 ~ 14	1520	1520	1580	1900	1510	1550	1590	1660	2550	2000	1860	1840	1670	1650	1630	1640	1690	1940	1720	1840	1860	1800	1810	1800	1790	1780	1910	1790	1750	1720	1890
14 ~ 15	1590	1530	1590	1910	1300	1580	1600	1940	2620	1780	1870	1830	1680	1680	1640	1650	1690	1930	1750	1860	1850	1800	1810	1800	1810	1800	2040	1820	1730	1720	1890
15 ~ 16	1610	1500	1620	1920	1290	1560	1610	2100	2740	1750	1850	1830	1680	1650	1650	1620	1700	1770	1720	1850	1870	1770	1770	1810	1820	1770	2050	1810	1710	1700	1880
16 ~ 17	1590	1510	1660	1850	1280	1550	1610	1970	2620	1840	1890	1830	1670	1690	1670	1630	1670	1730	1740	1840	1850	1800	1770	1770	1860	1750	1860	1800	1710	1700	1810
17 ~ 18	1640	1490	1630	1700	1280	1370	1430	1390	2370	1770	1570	1820	1560	1550	1610	1630	1630	1720	1710	1810	1790	1780	1750	1730	1770	1690	1780	1750	1680	1680	1600
18 ~ 19	1440	1500	1630	1730	1260	1250	1300	1330	2480	1650	1440	1800	1510	1510	1560	1590	1600	1690	1710	1770	1760	1780	1740	1700	1750	1670	1730	1720	1710	1660	1580
19 ~ 20	1370	1490	1580	1870	1220	1250	1300	1340	2740	1630	1440	1820	1510	1510	1550	1580	1660	1680	1720	1750	1760	1760	1730	1690	1740	1700	1710	1710	1710	1660	1550
20 ~ 21	1370	1250	1590	1880	1150	1260	1300	1330	2910	1660	1460	1850	1500	1510	1460	1580	1660	1650	1710	1740	1790	1770	1740	1710	1750	1670	1710	1720	1720	1670	1550
21 ~ 22	1270	1170	1570	1880	1130	1260	1280	1410	2740	1650	1560	1570	1500	1480	1390	1580	1650	1650	1680	1750	1780	1770	1770	1710	1740	1670	1700	1710	1730	1680	1690
22 ~ 23	1140	1140	1570	1870	1130	1120	1250	1450	2640	1610	1470	1430	1510	1470	1400	1580	1640	1670	1720	1740	1760	1770	1760	1690	1740	1660	1690	1680	1700	1690	1700
23 ~ 24	1100	1140	1580	1880	1120	1120	1240	1420	2720	1550	1350	1350	1390	1380	1390	1560	1640	1640	1780	1710	1770	1750	1730	1680	1730	1650	1670	1690	1680	1680	1680
最大値	1640	1530	1660	1920	2200	1580	1610	2100	2910	2800	1960	1850	1680	1690	1670	1650	1700	1940	1780	1880	1910	1830	1850	1810	1860	1800	2050	1820	1780	1730	1910
合計	31750	31700	34090	41670	38680	31690	32440	35510	55690	53110	39640	38510	36220	36370	35990	37130	39110	41380	40460	43030	42820	42700	42420	41860	41790	41460	41940	41370	40940	40560	40800

最大需要電力	2,940	(※30分デマンド計量値)
月合計	1,232,830	

令和3年
 6月

(単位:kWh)

日 時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
0 ~ 1	1670	1500	1420	1460	1430	1380	1390	1450	1480	1450	1460	1490	1350	1500	1500	1480	1490	1560	1530	1610	1410	1550	1600	1580	1580	1580	1600	1580	1340	1520	
1 ~ 2	1570	1530	1450	1460	1440	1390	1390	1460	1490	1460	1470	1490	1340	1510	1490	1470	1480	1540	1520	1570	1400	1550	1570	1560	1580	1560	1610	1570	1330	1510	
2 ~ 3	1530	1530	1430	1450	1440	1390	1390	1460	1490	1470	1470	1500	1340	1510	1500	1480	1470	1540	1530	1580	1410	1550	1560	1560	1570	1570	1600	1580	1340	1520	
3 ~ 4	1520	1500	1430	1440	1430	1410	1400	1450	1500	1450	1460	1480	1330	1500	1490	1480	1470	1540	1530	1580	1390	1560	1570	1570	1570	1570	1590	1580	1330	1500	
4 ~ 5	1530	1510	1430	1430	1440	1390	1410	1460	1510	1460	1480	1500	1350	1510	1490	1470	1470	1530	1530	1570	1390	1550	1560	1570	1570	1570	1600	1570	1340	1520	
5 ~ 6	1530	1490	1410	1430	1430	1380	1410	1460	1490	1470	1460	1470	1330	1500	1490	1460	1470	1530	1520	1560	1390	1550	1570	1560	1570	1560	1610	1570	1330	1510	
6 ~ 7	1560	1520	1440	1440	1450	1400	1440	1470	1520	1470	1480	1480	1460	1520	1520	1480	1510	1550	1540	1580	1540	1570	1570	1610	1570	1610	1620	1640	1500	1530	
7 ~ 8	1580	1590	1500	1490	1490	1430	1520	1530	1530	1540	1510	1530	1530	1560	1550	1530	1560	1620	1560	1600	1630	1610	1610	1630	1620	1640	1610	1670	1590	1560	
8 ~ 9	1610	1630	1530	1530	1490	1430	1520	1560	1590	1600	1590	1610	1540	1610	1620	1580	1590	1690	1590	1600	1670	1630	1670	1680	1670	1660	1630	1730	1610	1650	
9 ~ 10	1910	1920	1950	1920	1510	1440	1930	2020	2010	2000	2020	1900	1600	1930	2140	1990	2050	2060	1610	1710	1970	1940	2040	2110	2080	1950	1620	2010	2040	2000	
10 ~ 11	1920	1930	1940	1920	1500	1450	1960	2000	1990	2030	2030	1870	1610	1930	2120	1980	2070	2060	1630	1620	2000	2090	2090	2110	2090	1970	1690	2010	2110	2020	
11 ~ 12	1910	1880	1930	1890	1470	1440	1890	1930	1950	1970	1960	1890	1570	1940	2010	1920	2000	1900	1650	1610	1990	1990	2020	2090	2040	1970	1680	2050	2060	1940	
12 ~ 13	1900	1750	1810	1760	1470	1450	1780	1850	1840	1830	1820	1880	1540	1870	1860	1820	1870	1890	1640	1620	1940	1900	1870	1910	1890	1960	1690	1990	1950	1820	
13 ~ 14	1880	1990	2020	1950	1460	1470	1980	2030	2040	2060	2020	1930	1550	1940	2050	2000	1920	2100	1680	1630	2000	2080	1920	2130	2080	1990	1670	2020	2160	2010	
14 ~ 15	1920	1960	1990	1960	1480	1470	1930	2010	2020	2050	2040	1910	1570	1950	2110	1990	1930	2140	1630	1620	1950	2120	1910	2130	2120	1950	1640	2010	2140	2350	
15 ~ 16	1900	1790	1960	1900	1450	1450	1920	1990	2000	1850	1950	1870	1540	1900	2100	2050	1940	2050	1620	1600	1950	2120	1920	2120	2000	1950	1680	2020	2130	2500	
16 ~ 17	1770	1680	1720	1730	1470	1440	1730	1750	1760	1800	1770	1890	1560	1800	1820	1770	1880	1870	1640	1610	1850	1890	1840	1890	1850	1870	1680	1930	1900	2270	
17 ~ 18	1570	1530	1550	1520	1450	1450	1550	1570	1570	1580	1570	1750	1530	1570	1560	1580	1640	1640	1630	1560	1640	1680	1620	1650	1650	1650	1650	1630	1640	2160	
18 ~ 19	1540	1510	1550	1510	1450	1460	1520	1520	1570	1560	1510	1560	1560	1550	1500	1570	1610	1630	1640	1590	1610	1680	1600	1600	1630	1660	1650	1590	1600	2230	
19 ~ 20	1530	1480	1540	1500	1430	1450	1500	1500	1540	1520	1520	1560	1540	1520	1520	1570	1610	1620	1660	1470	1620	1650	1600	1580	1620	1680	1670	1590	1550	2250	
20 ~ 21	1520	1480	1540	1540	1430	1440	1520	1500	1540	1540	1510	1540	1560	1510	1480	1540	1620	1610	1650	1440	1580	1650	1620	1590	1630	1660	1680	1540	1550	2250	
21 ~ 22	1550	1470	1410	1580	1430	1430	1550	1530	1530	1530	1510	1560	1550	1520	1510	1540	1610	1620	1620	1440	1540	1640	1610	1610	1610	1650	1690	1510	1560	2220	
22 ~ 23	1540	1460	1450	1500	1410	1410	1500	1520	1500	1540	1500	1540	1540	1510	1500	1520	1580	1610	1620	1420	1560	1650	1600	1610	1610	1670	1660	1510	1520	2240	
23 ~ 24	1530	1440	1530	1480	1380	1420	1470	1500	1480	1510	1500	1360	1520	1520	1490	1510	1570	1570	1610	1420	1550	1630	1580	1580	1590	1630	1580	1350	1520	2200	
最大値	1920	1990	2020	1960	1510	1470	1980	2030	2040	2060	2040	1930	1610	1950	2140	2050	2070	2140	1680	1710	2000	2120	2090	2130	2120	1990	1690	2050	2160	2500	
合計	39990	39070	38930	38790	34830	34270	38600	39520	39940	39740	39610	39560	35910	39680	40420	39780	40410	41470	38380	37610	39980	41830	41120	42030	41790	41530	39400	41250	40140	46280	

最大需要電力	2,640	(※30分デマンド計量値)
月合計	1,191,860	

令和3年
7月

(単位:kWh)

日 時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
0 ~ 1	2230	1970	2840	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1 ~ 2	2210	1980	2870	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 ~ 3	2190	1970	2910	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 ~ 4	2200	1980	2920	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 ~ 5	2200	1990	2890	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 ~ 6	2190	1990	2850	0	0	0	0	0	0	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 ~ 7	2190	2000	2870	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 ~ 8	2240	2010	2890	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 ~ 9	2270	2080	2970	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 ~ 10	2470	2480	3020	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 ~ 11	2350	2700	3420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11 ~ 12	2350	2700	3000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 ~ 13	2260	2800	3040	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13 ~ 14	2340	2830	3020	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14 ~ 15	2290	2840	1150	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0
15 ~ 16	2250	3000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 ~ 17	2170	2990	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0
17 ~ 18	2040	2770	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 ~ 19	1990	2740	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 ~ 20	1980	2890	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 ~ 21	1990	2940	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 ~ 22	2000	2960	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 ~ 23	2020	2910	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23 ~ 24	1990	2910	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最大値	2470	3000	3420	0	0	0	20	0	10	110	0	0	0	0	0	120	30	10	30	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	52410	60430	42660	0	0	0	20	0	10	110	0	0	0	0	0	150	60	10	30	0	0	0	60	0	0	0	0	0	0	0	0

最大需要電力	3,620	(※30分デマンド計量値)
月合計	155,950	

令和3年
 8月

(単位:kWh)

日 時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
0 ~ 1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1 ~ 2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2 ~ 3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 ~ 4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4 ~ 5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5 ~ 6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6 ~ 7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7 ~ 8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8 ~ 9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
9 ~ 10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
10 ~ 11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11 ~ 12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
12 ~ 13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
13 ~ 14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
14 ~ 15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0
15 ~ 16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 ~ 17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 ~ 18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 ~ 19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 ~ 20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 ~ 21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 ~ 22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 ~ 23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0
23 ~ 24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最大値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	20	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	20	0	

最大需要電力	60	(※30分デマンド計量値)
月合計	60	

令和3年
9月

(単位:kWh)

日 時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
0 ~ 1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1 ~ 2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 ~ 3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 ~ 4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 ~ 5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 ~ 6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 ~ 7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 ~ 8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 ~ 9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 ~ 10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	0
10 ~ 11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11 ~ 12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 ~ 13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	116	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13 ~ 14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14 ~ 15	0	0	0	0	0	98	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 ~ 16	0	45	0	0	0	7	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
16 ~ 17	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	298	0	0	
17 ~ 18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 ~ 19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 ~ 20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 ~ 21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 ~ 22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 ~ 23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23 ~ 24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最大値	0	45	0	0	0	98	0	5	0	18	0	0	0	0	0	0	0	116	0	0	0	0	0	0	0	0	298	18	0	0	
合計	0	48	0	0	0	105	0	5	0	18	0	0	0	0	0	0	0	116	0	0	0	0	0	0	0	0	298	18	0	0	

最大需要電力	510	(※30分デマンド計量値)
月合計	608	

令和3年
 10月

(単位:kWh)

日 時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
0 ~ 1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	140	0	0	0	0	0	0	0	490	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1 ~ 2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 ~ 3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	460	0	0	0	0	0	0	0
3 ~ 4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 ~ 5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 ~ 6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	370	0	0	0	0	0	0	0	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 ~ 7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	480	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0	0	0	0
7 ~ 8	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 ~ 9	0	0	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 ~ 10	0	0	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 ~ 11	0	0	40	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11 ~ 12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0
12 ~ 13	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0	0	0	0	0	0	570	0	0	0	0	0	0	0
13 ~ 14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	190	0	0	0	0	0	0	0	400	0	0	0	0	0	0
14 ~ 15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 ~ 16	0	0	0	0	0	0	0	0	40	50	0	0	0	0	0	0	70	0	0	0	0	0	0	0	160	0	50	110	0	0	0
16 ~ 17	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0	0	0	0	0	0	0	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 ~ 18	0	0	0	0	0	0	0	0	90	500	0	0	0	0	0	0	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 ~ 19	0	0	0	0	0	0	0	0	200	90	0	0	0	0	0	0	210	0	0	0	0	0	0	20	0	0	20	0	0	0	0
19 ~ 20	0	0	0	0	0	0	0	0	230	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 ~ 21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 ~ 22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 ~ 23	0	0	0	0	0	0	0	0	230	0	0	0	0	0	0	0	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23 ~ 24	0	0	0	0	0	0	0	0	190	0	0	0	0	0	0	0	770	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最大値	0	0	90	220	0	0	0	0	230	500	0	0	0	0	0	0	770	490	0	0	0	0	0	570	400	0	70	110	20	0	0
合計	0	0	220	240	0	0	0	0	1020	1450	0	0	0	0	0	0	2690	1180	0	0	0	0	0	1050	560	0	140	110	20	0	0

最大需要電力	1,170	(※30分デマンド計量値)
月合計	8,680	

令和3年
 11月

(単位:kWh)

日 時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
0 ~ 1	0	1730	1780	1680	1840	3000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1 ~ 2	0	1780	1770	1680	2030	2970	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2 ~ 3	0	1780	1750	1680	2130	2980	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 ~ 4	0	1720	1750	1680	2140	2940	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4 ~ 5	0	1720	1740	1680	2160	2990	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5 ~ 6	0	1740	1740	1690	2220	3030	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6 ~ 7	0	1750	1770	1780	2170	3050	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7 ~ 8	0	1780	1790	1790	2190	3040	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8 ~ 9	0	1820	1820	1810	2300	3060	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
9 ~ 10	0	2220	2240	2270	2770	3110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
10 ~ 11	0	2400	2240	2260	2850	3100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11 ~ 12	280	2380	2160	2200	2700	3180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	
12 ~ 13	360	2330	2100	2070	2590	3140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
13 ~ 14	2420	2470	2210	2270	2840	3010	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0
14 ~ 15	3710	2460	2150	2230	2930	790	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	410	0
15 ~ 16	3470	2600	2080	2210	2980	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0	0	0	0	0	0	0	30	0
16 ~ 17	3130	2230	1940	1910	3010	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0
17 ~ 18	2700	1960	1780	1560	2680	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	70
18 ~ 19	2550	1930	1780	1550	2740	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200
19 ~ 20	2450	1940	1780	1560	3030	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 ~ 21	2170	1950	1710	1560	3060	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0	0	0	0	0	0	0
21 ~ 22	1990	1920	1720	1550	3030	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
22 ~ 23	2050	1910	1720	1540	3090	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23 ~ 24	1890	1870	1690	1550	2940	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	30
最大値	3710	2600	2240	2270	3090	3180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120	40	0	0	0	0	0	410	200	
合計	29170	48390	45210	43760	62420	43390	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120	40	0	0	0	0	0	680	310	

最大需要電力	3,880	(※30分デマンド計量値)
月合計	273,490	

令和3年
 12月

(単位:kWh)

日 時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
0 ~ 1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0	0	1610	1350
1 ~ 2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1620	1280
2 ~ 3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1630	1240	
3 ~ 4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1560	1240	
4 ~ 5	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1570	1240	
5 ~ 6	0	0	0	0	0	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1590	1250	
6 ~ 7	0	0	0	0	0	40	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1600	1240	
7 ~ 8	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1650	1250	
8 ~ 9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1670	1250	
9 ~ 10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2000	1270	
10 ~ 11	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1620	1260	
11 ~ 12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1670	1270	
12 ~ 13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	450	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1630	1250	
13 ~ 14	170	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1910	1600	1250	
14 ~ 15	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3100	1630	1260	
15 ~ 16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	640	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2880	1650	1260	
16 ~ 17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0	0	0	0	0	0	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2730	1510	1260	
17 ~ 18	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0	10	0	10	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2230	1290	1220	
18 ~ 19	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2080	1280	1220	
19 ~ 20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2140	1270	1210	
20 ~ 21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2020	1260	1210	
21 ~ 22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1650	1240	1200	
22 ~ 23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1650	1340	1210	
23 ~ 24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1630	1370	1200	
最大値	170	10	0	0	20	50	0	10	40	10	80	1100	30	0	130	0	10	10	160	130	0	0	0	0	0	0	80	0	3100	2000	1350	
合計	180	20	0	0	20	120	0	10	40	10	80	2500	30	0	160	0	10	10	670	130	0	0	0	0	0	0	80	0	24020	36860	29890	

最大需要電力	3,240	(※30分デマンド計量値)
月合計	94,840	

令和4年
 1月

(単位:kWh)

日 時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
0 ~ 1	1220	1240	1200	1200	1500	1530	1510	1540	1500	1460	1480	1550	2220	2900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1 ~ 2	1200	1220	1200	1200	1490	1520	1480	1520	1500	1450	1440	1560	2110	2770	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 ~ 3	1200	1220	1200	1190	1490	1510	1480	1500	1480	1460	1430	1550	2120	820	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 ~ 4	1200	1220	1200	1180	1490	1490	1470	1510	1470	1450	1430	1550	2280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 ~ 5	1200	1220	1200	1180	1480	1490	1480	1520	1460	1440	1440	1550	2270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 ~ 6	1200	1220	1200	1190	1490	1500	1480	1510	1490	1460	1440	1570	2290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0
6 ~ 7	1210	1220	1200	1190	1490	1550	1550	1520	1390	1450	1470	1600	2300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 ~ 8	1210	1210	1200	1220	1540	1600	1570	1560	1270	1500	1530	1620	2360	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 ~ 9	1230	1230	1190	1280	1630	1630	1620	1630	350	1570	1590	1650	2400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 ~ 10	1220	1220	1210	1600	2060	2160	2100	1930	0	1770	2060	2110	2990	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 ~ 11	1220	1230	1190	1660	2020	2120	2110	1930	0	1880	2100	2130	2970	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11 ~ 12	1230	1220	1200	1850	1940	2000	2060	1890	0	1990	2050	2030	2950	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 ~ 13	1220	1220	1200	1810	1820	1900	1930	1850	0	1760	1960	1950	2830	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13 ~ 14	1230	1210	1200	1940	2010	2060	2060	1880	0	1790	2100	2090	3080	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14 ~ 15	1230	1230	1200	1850	2020	2090	2140	1870	0	1760	2080	2070	3350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 ~ 16	1250	1210	1210	1840	1860	2020	2060	1860	0	1860	2040	1960	3630	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
16 ~ 17	1220	1200	1210	1710	1730	1770	1820	1730	420	1730	1840	1820	3650	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 ~ 18	1230	1210	1210	1530	1530	1590	1620	1570	880	1600	1630	1660	3770	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 ~ 19	1210	1200	1220	1520	1510	1580	1590	1530	1160	1550	1620	1650	3600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 ~ 20	1230	1210	1210	1500	1540	1530	1580	1550	1450	1530	1600	1670	3390	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 ~ 21	1220	1200	1220	1490	1530	1510	1580	1550	1470	1530	1580	1810	3850	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 ~ 22	1220	1210	1230	1500	1530	1520	1570	1540	1620	1560	1560	1750	3870	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 ~ 23	1230	1220	1220	1510	1530	1540	1560	1560	1570	1510	1550	1730	3820	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23 ~ 24	1230	1210	1210	1510	1510	1540	1550	1550	1470	1510	1560	2250	3430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最大値	1250	1240	1230	1940	2060	2160	2140	1930	1620	1990	2100	2250	3870	2900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	10
合計	29260	29200	28930	35650	39740	40750	40970	39600	21950	38570	40580	42880	71530	6490	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	10

最大需要電力	3,870	(※30分デマンド計量値)
月合計	506,120	

令和4年
 2月

(単位:kWh)

日 時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
0 ~ 1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
1 ~ 2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
2 ~ 3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
3 ~ 4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
4 ~ 5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
5 ~ 6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0			
6 ~ 7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
7 ~ 8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
8 ~ 9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
9 ~ 10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
10 ~ 11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
11 ~ 12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
12 ~ 13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
13 ~ 14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
14 ~ 15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
15 ~ 16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
16 ~ 17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
17 ~ 18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
18 ~ 19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
19 ~ 20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
20 ~ 21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
21 ~ 22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
22 ~ 23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
23 ~ 24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
最大値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0			
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0			

最大需要電力	20	(※30分デマンド計量値)
月合計	20	

令和4年
 3月

(単位:kWh)

日 時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
0 ~ 1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1 ~ 2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 ~ 3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 ~ 4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 ~ 5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 ~ 6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 ~ 7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 ~ 8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 ~ 9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 ~ 10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 ~ 11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11 ~ 12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 ~ 13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13 ~ 14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14 ~ 15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 ~ 16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 ~ 17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 ~ 18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 ~ 19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 ~ 20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 ~ 21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 ~ 22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 ~ 23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23 ~ 24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最大値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

最大需要電力	0	(※30分デマンド計量値)
月合計	0	

単価契約依頼明細書

令和 5年度

契約番号 200331

税区分	課税	税率	10.00%
-----	----	----	--------

No. 1	物品番号 16561015001	金額	¥108,390,330.0000		
品名 規格	電力供給 特記なし				
数量	1.00	単位	式	単価	¥108,390,330.00

No.	物品番号	金額			
品名 規格					
数量		単位		単価	

No.	物品番号	金額			
品名 規格					
数量		単位		単価	

No.	物品番号	金額			
品名 規格					
数量		単位		単価	

No.	物品番号	金額			
品名 規格					
数量		単位		単価	

No.	物品番号	金額			
品名 規格					
数量		単位		単価	

No.	物品番号	金額			
品名 規格					
数量		単位		単価	

No.	物品番号	金額			
品名 規格					
数量		単位		単価	